

文化庁 御中

未管理著作物裁定制度の創設等を踏まえた
オンライン裁定手続の在り方に係る調査研究
報告書

2025年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世界が進むチカラになる。



目次

- I. はじめに
- II. 現行裁定制度・未管理著作物裁定制度
- III. 未管理著作物裁定制度における業務フロー
- IV. 現行裁定制度における業務フロー
- V. 裁定制度における業務課題
- VI. 裁定申請のオンライン化その他の利用円滑化へ向けて
- VII. おわりに

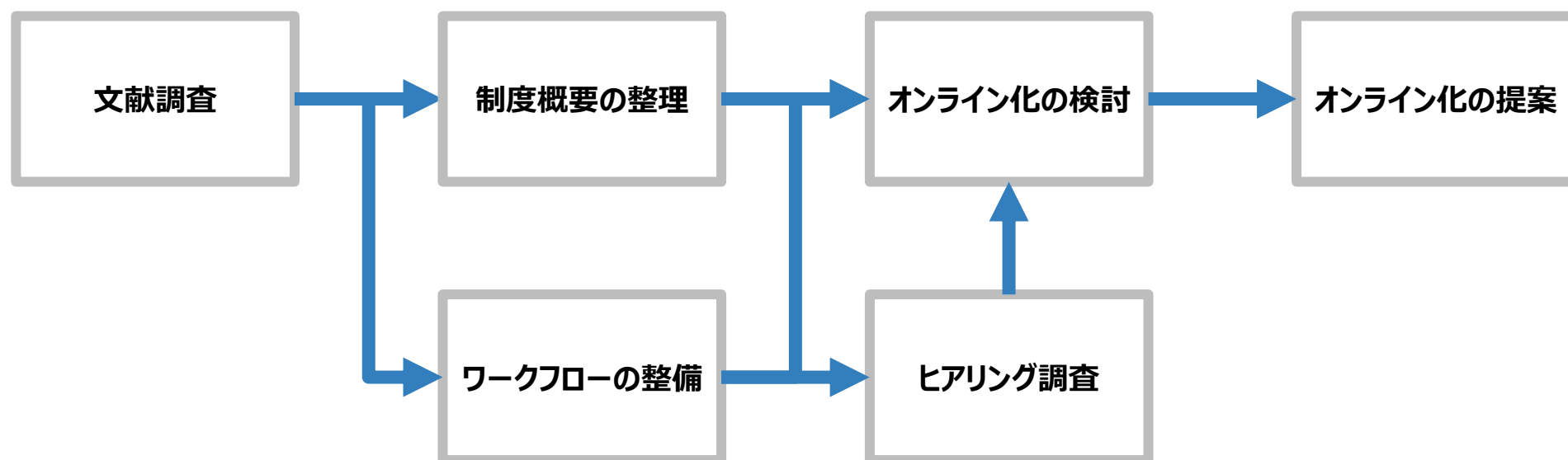
I. はじめに

はじめに

- 令和 5 年、未管理公表著作物等の利用に関する裁定制度（以下「未管理著作物裁定制度」という。）の創設を含む著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号。以下「令和 5 年改正法」という。）が成立した。
- デジタル化の進展の中で、過去の作品や一般の方が創作したコンテンツ等の利用円滑化が課題となっている。この課題に関連して、現在は著作権者不明等の場合の裁定制度（以下「現行裁定制度」という。）が活用されているところであるが、令和 5 年改正法を踏まえ、令和 8 年春頃までに未管理著作物裁定制度も開始される見込みである。未管理著作物裁定制度においては、裁定の申請受付、要件確認及び補償金の額の算出に関する事務の一部について、文化庁長官の登録を受けた登録確認機関（民間機関）が行うことができることとされた。また、現行裁定制度及び未管理著作物裁定制度の補償金について、供託に代えて文化庁長官の指定を受けた指定補償金管理機関への支払を行うことができることとされている。
- 現行裁定制度においては、申請者と文化庁との間で、事前相談から裁定結果通知までの申請にかかる一連の対応の多くをメールにより行っているところである。未管理著作物裁定制度の施行後は、上述のように申請者、文化庁、登録確認機関、指定補償金管理機関の四者が裁定の運用、手続に関与することとなる。したがって、円滑な制度運用のためには情報の共有、一元管理が一層肝要となる。未管理著作物裁定制度と現行裁定制度のオンライン手続の実現に向け、効率的に事務遂行が可能であり、申請者にとっての利便性も高いシステムの在り方等について、政府による行政手続のオンライン化の推進も踏まえ、調査研究を行う。

本調査のフロー

- 本調査では、文献調査をもとに、現行裁定制度、未管理著作物裁定制度について概要と特徴を整理し、これらを基にワークフローを整理した。ワークフローを基に、どの点をオンライン化が進められるのか、ヒアリング調査や内部の検討を通じて提案をするものである。
- 本調査のフローは以下のとおり



各調査について

■ 前節の文献調査・ヒアリング調査の方法については以下のとおり

文献調査

以下の文献を参考にした。（令和7年1月20日時点の情報に基づく）

- 文化庁著作権課「裁定の手引き～権利者が不明な著作物等の利用について～」
- 文化庁著作権課「令和5年通常国会 著作権法改正について」
- 文化庁著作権課「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示（案）」など

ヒアリング調査

以下の団体にヒアリングを行った。調査結果はワークフローの検討やオンライン化の検討に活用した。

- 文化庁裁定制度担当者
- 著作権関係団体：2社
- ユーザー企業・団体：2社

文化庁・著作権関係団体には以下の項目をヒアリングした。

- 裁定申請に関する業務効率化における課題
- オンライン化によって解決できそうな課題
- 裁定制度全体に関するご意見やご要望について（一部団体）
- 想定されるワークフローの確認

ユーザー企業・団体には以下の項目をヒアリングした。

- 裁定制度の利用方法について
- 未管理著作物裁定制度によって利用が増えそうな利用方法について
- 裁定申請における業務効率化の課題
- オンライン化によって解決できそうな課題
- 裁定制度全体に関するご意見やご要望について

II. 現行裁定制度・未管理著作物裁定 制度

令和5年 改正著作権法 スケジュール

- 未管理著作物裁定制度の創設に係る改正法の施行日は以下のとおり
- 改正法の施行後は、現行裁定制度と未管理著作物裁定制度が併存する

改正法成立日：2023年5月17日

改正法公布日：2023年5月26日

改正法施行日：公布から3年以内で政令で定める日→**2026年（令和8年）5月26日までに施行される**

※未管理著作物裁定制度が創設されたあとも現行裁定制度が廃止されるわけではなく、両制度は併存していくこととなる。

未管理著作物裁定制度（第67条の3）創設の趣旨

- 未管理著作物裁定制度は、著作物の円滑な利用を促進することを意図している
- 未管理著作物裁定制度は、現行裁定制度が利用不可能であった場合にも対応している

現行裁定制度（67条）

利用できる場合

- 権利者が不明の場合
- 権利者は判明しているものの、相当な努力を払っても連絡先が不明な場合

現行裁定制度の課題点

- 「権利者の連絡先は判明しているものの、連絡に対して権利者から応答がなかった場合」に制度を利用することができず、手詰まりになる



未管理著作物裁定制度（67条の3）

利用できる場合

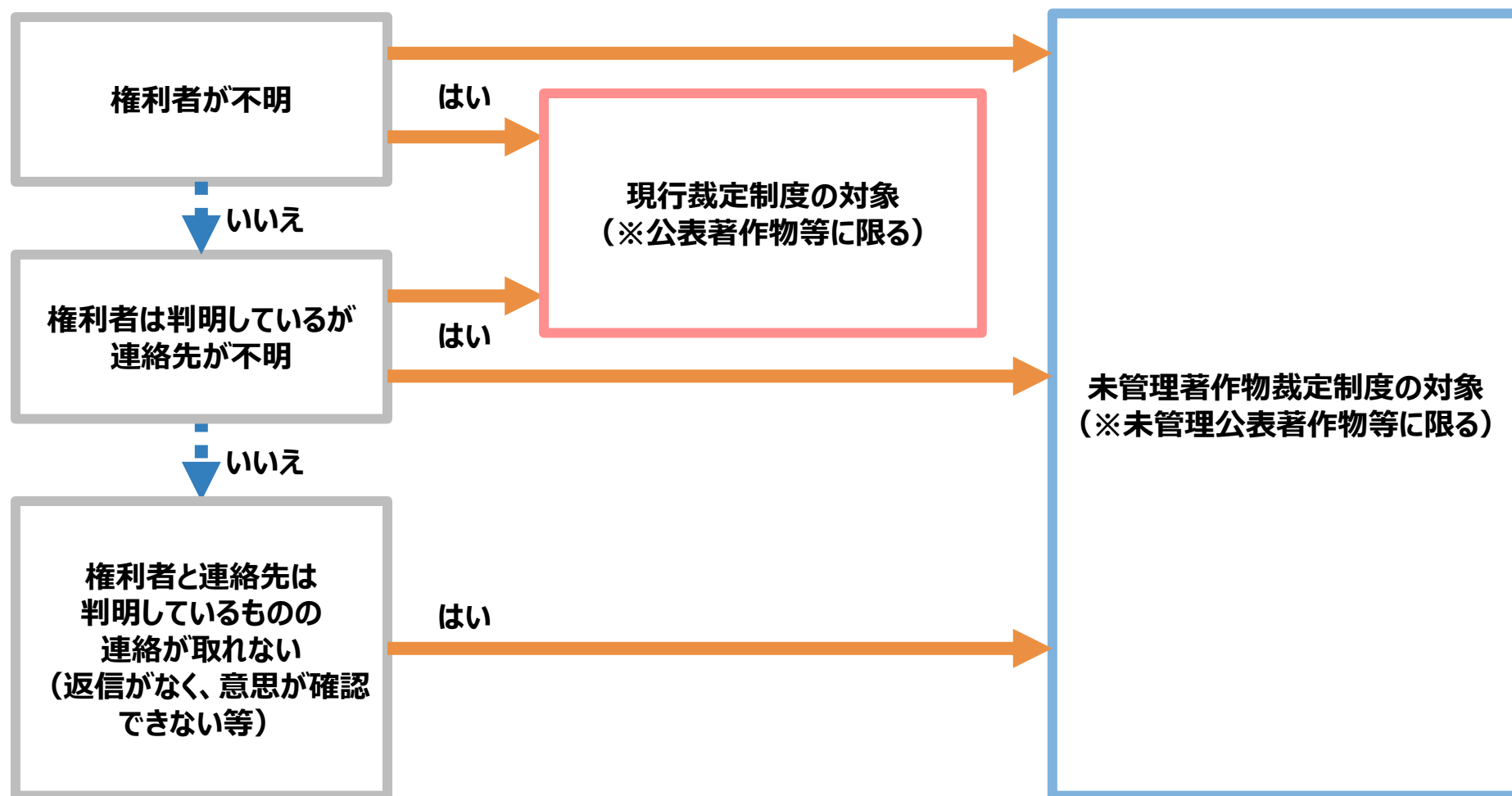
- 集中管理されておらず、権利者の利用可否に関する意思が不明な場合（ただし、対象が未管理公表著作物等である場合に限定）

未管理著作物裁定制度の特長

- 「権利者の連絡先は判明しているものの、連絡に対して権利者から応答がなかった場合」等、現行裁定制度で対応できなかったケースであっても（3年を上限に）利用できる場合もあり、著作物利用の機会が広がる

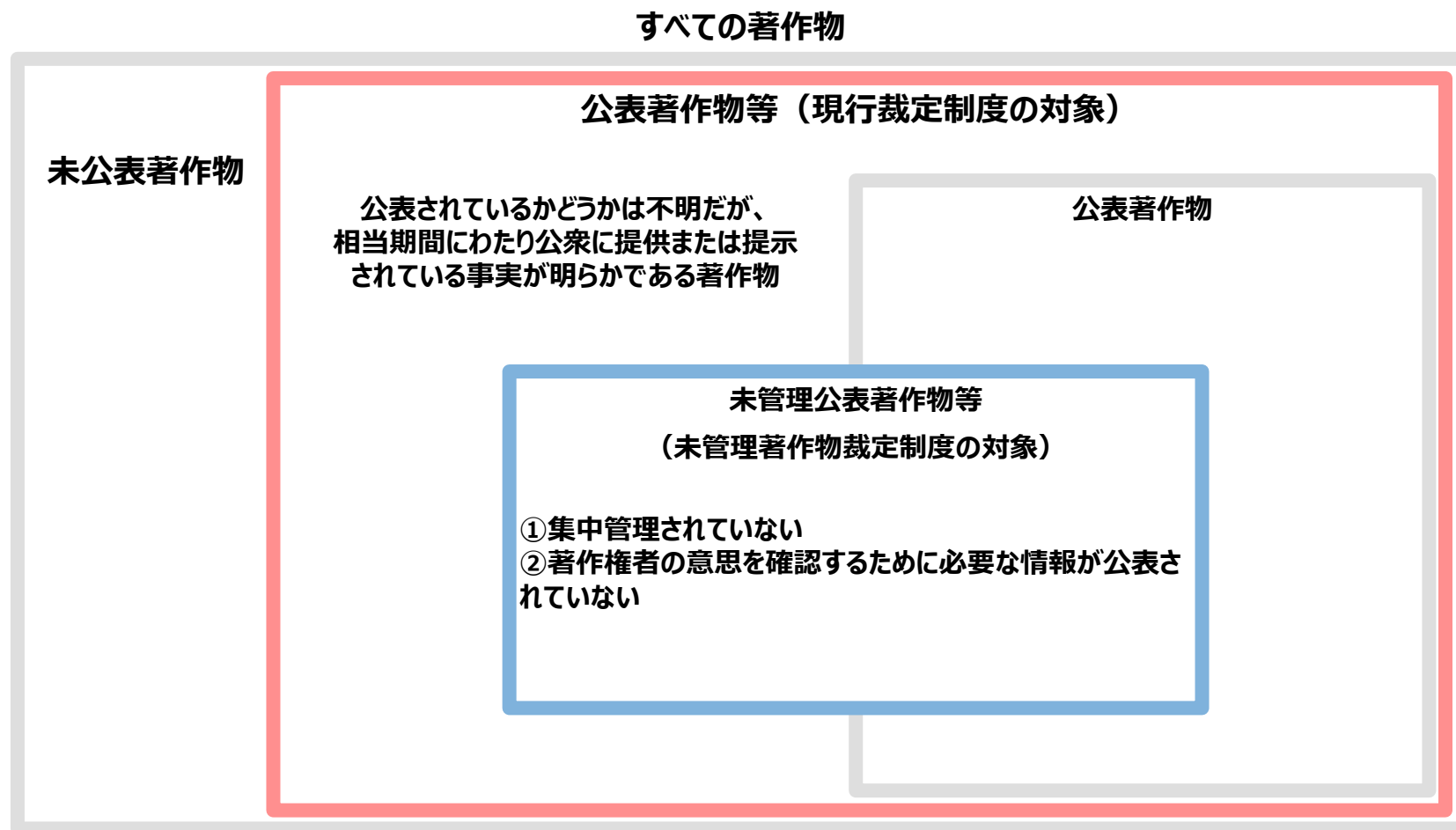
現行裁定制度および未管理著作物裁定制度の適用条件のイメージ図

■ 未管理著作物裁定制度は、「権利者の連絡先は判明しているものの、連絡が取れない場合」も対象としている



現行裁定制度と未管理著作物裁定制度の対象となる著作物

- 公表著作物等（現行裁定制度の対象）と未管理公表著作物等（未管理著作物裁定制度の対象）の包含関係のイメージは以下のとおりである



現行裁定制度（67条）と未管理著作物裁定制度（67条の3）の比較と使い分け

- 両制度のメリット/デメリットおよび利用例をまとめると、以下のとおりとなる
- どちらの制度を利用するかは、利用したい著作物や利用方法に応じて選択することになる

	現行裁定制度（67条）	未管理著作物裁定制度（67条の3）
メリット	■ 権利者が名乗り出ても裁定が取り消されることはなく、利用を差し止められる懸念がない 利用例①：差し替えや回収が難しい出版物等への利用に適している ■ 利用期間が無期限である	■ 「権利者または権利者の連絡先が不明である場合」に加え、「権利者の連絡先は判明しているものの、連絡が取れない場合」も利用できる：裁定の対象となる権利の権利者が多数にのぼる場合であっても、「権利者全員と連絡が取れない」ならば利用可能（「権利者全員分の連絡先が不明」である必要はない） ■ 現行裁定制度と比較して、申請の機会がひろがる 利用例①：権利者の数が多く、現行裁定制度では利用が困難であった著作物（製作委員会による著作物、共同原盤、複数社で作られたゲーム作品、映像実演等）の利用が想定される
デメリット	■ 「権利者の連絡先は判明しているものの、連絡が取れない場合」には利用できない：裁定の対象となる権利の権利者が多数にのぼる場合に、「権利者全員分の連絡先が不明」であることが必要（1人以上の権利者の連絡先が判明している場合は利用できる）	■ 対象が未管理公表著作物等に限定されている ■ 権利者が名乗り出た場合、裁定が取り消され、権利者と利用者の直接交渉へ移行する。権利者から利用許諾を得た場合は、引き続き著作物の利用が可能となるが、得られなかった場合は利用不可となる 利用例②：著作物等の差し替えや削除が容易である、インターネットにおけるゲーム実況や動画アップロードへの利用が想定される ■ 利用期間に上限（3年）がある。（ただし、利用期間終了後は再度申請できる）

登録確認機関および指定補償金管理機関

- 文化庁長官は登録確認機関および指定補償金管理機関を登録・指定することが可能となった
- 2つの機関によって、補償金・担保金の支払・受領や裁定申請の事務が円滑なものとなることが期待される

	登録確認機関（登録機関）	指定補償金管理機関（指定機関）
任命	登録（複数機関の併存も可能）	指定（1機関のみ）
業務	①確認等事務 ・ 申請受付 ・ 要件確認 ・ 使用料相当額算出	①補償金管理業務 ・ 補償金・担保金の受領 ・ 補償金・担保金の管理 ・ 著作権者・著作隣接権者への支払い ②著作物等保護利用円滑化事業
対象	■ <u>未管理著作物裁定制度（67条の3）のみ</u>	■ 現行裁定制度（67条） ■ 裁定申請中利用（67条の2） ■ 未管理著作物裁定制度（67条の3）
備考	■ 登録機関が登録されなかった場合は、申請者（国以外）は国へ手数料を納付する。ただし、申請者が国である場合は、国から国への支払いとなるため、手数料を納付しなくてよい ■ 登録機関が登録され、確認等事務を実施する場合は、申請者（国を含む）は、国ではなく登録機関へ手数料を支払う	■ 指定機関が指定されなかった場合は、申請者（国等以外）は最寄りの供託所へ補償金・担保金を供託する。ただし、申請者が国等である場合は、補償金・担保金を供託しなくてよい ■ 指定機関が指定され、補償金管理業務を実施する場合は、申請者（国等以外）は、供託所ではなく指定機関に補償金・担保金を支払う。ただし、申請者が国等である場合は、指定機関に担保金を支払わなくてよい（補償金は支払わなければならない）

登録確認機関および指定補償金管理機関の有無による場合分け（未管理著作物裁定制度）

- 登録確認機関と指定補償金管理機関の有無によって以下の1～4のようなケースが考えられる
- 未管理著作物裁定制度においては、ケース1およびケース2をフロー化し記述する

ケース名	登録確認機関	指定補償金管理機関	概要	フロー化 対象
ケース1	登録あり	指定あり	登録確認機関及び指定補償金管理機関がそれぞれ業務を行う場合	
ケース2	登録なし	指定なし	文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）	
ケース3	登録あり	指定なし	登録確認機関及び文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）	
ケース4	登録なし	指定あり	文化庁及び指定補償金管理機関が業務を行う場合	

登録確認機関および指定補償金管理機関の有無による場合分け（現行裁定制度） 1/2

- 現行裁定制度も未管理著作物裁定制度と同様にケース1,2を対象とするが、申請中利用等が存在する関係で、ケースを更に詳細化したパターンをフロー化し記述する

ケース名	登録確認機関	指定補償金管理機関	概要
ケース1	登録あり	指定あり	登録確認機関及び指定補償金管理機関がそれぞれ業務を行う場合
ケース2	登録なし	指定なし	文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース3	登録あり	指定なし	登録確認機関及び文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース4	登録なし	指定あり	文化庁及び指定補償金管理機関が業務を行う場合

ケースを更に詳細化したパターンをフロー化

パターン名	申請中利用	申請主体	概要	備考
パターン1	○	国等以外	正式申請後、申請受理され、担保金を支払うことで、申請中でも著作物が利用可能となる。裁定可の結果を受領後、担保金と補償金の差額を支払又は接受し、著作物が正式利用可能となる。	
パターン2	○	国等	正式申請後、申請受理されることで、申請中でも著作物が利用可能となる。裁定可の結果を受領後、補償金を支払うことで、著作物が正式利用可能となる。	<国等に該当する機関> 国/地方公共団体/独立行政法人/国立大学法人及び大学共同利用機関法人/地方独立行政法人/日本放送協会
パターン3	×	-	正式申請後、申請受理され、裁定可の結果を受領・補償金を支払うことで、著作物が利用可能となる。	補償金の支払は申請主体に関わらず実施するためパターンは1つに集約

フロー化
対象

登録確認機関および指定補償金管理機関の有無による場合分け（現行裁定制度） 2/2

■（続き）

ケース名	登録確認機関	指定補償金管理機関	概要
ケース1	登録あり	指定あり	登録確認機関及び指定補償金管理機関がそれぞれ業務を行う場合
ケース2	登録なし	指定なし	文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース3	登録あり	指定なし	登録確認機関及び文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース4	登録なし	指定あり	文化庁及び指定補償金管理機関が業務を行う場合

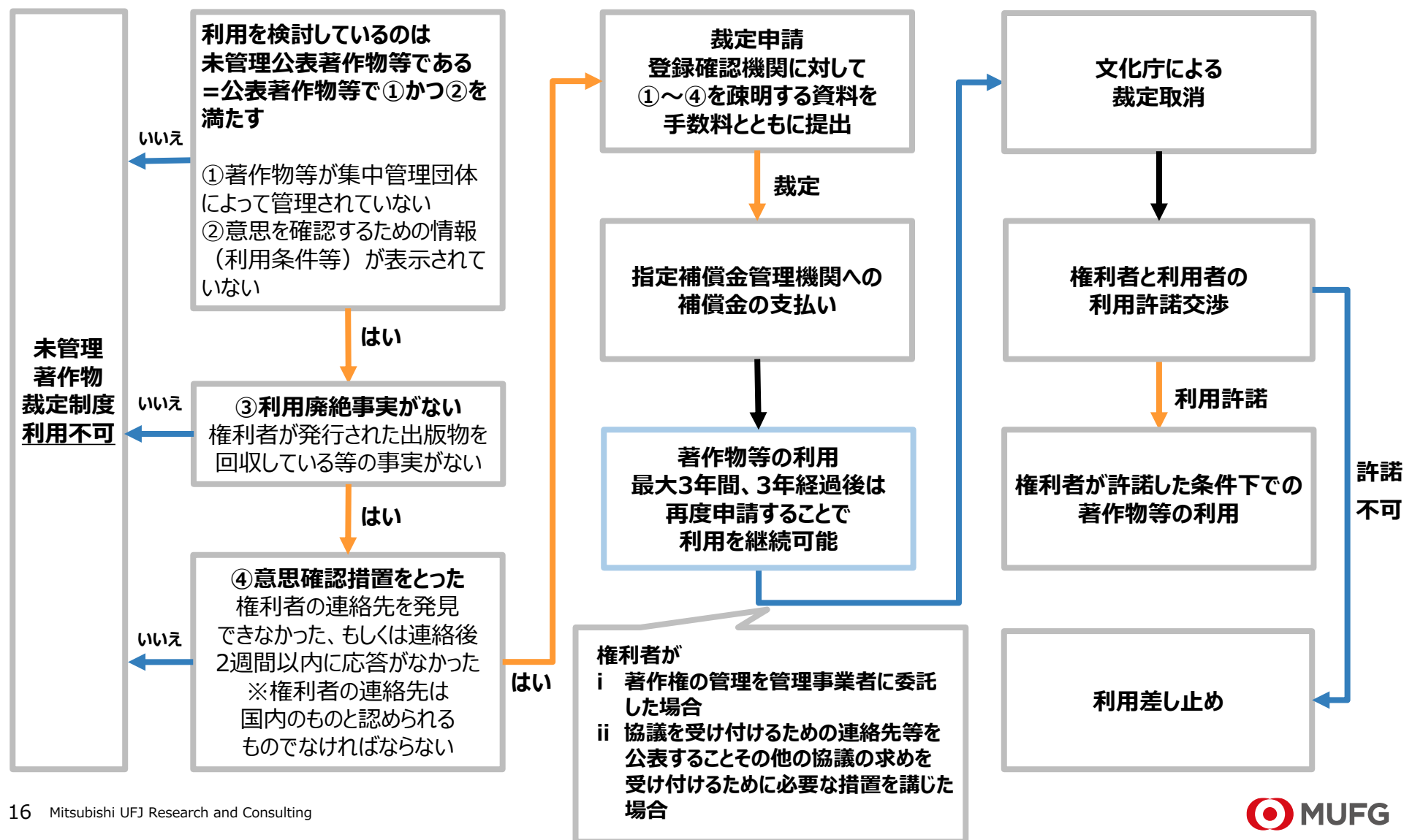
ケースを更に詳細化したパターンをフロー化

パターン名	申請中利用	申請主体	概要	備考
パターン1	○	国等以外	正式申請後、申請受理され、担保金を供託することで、申請中でも著作物が利用可能となる。 裁定可の結果を受領後、担保金と補償金の差額を支払又は接受し、著作物が正式利用可能となる。	
パターン2	○	国等	正式申請後、申請受理されることで、申請中でも著作物が利用可能となる。 裁定可の結果を受領後、著作物が正式利用可能となる。	<国等に該当する機関> 国/地方公共団体/独立行政法人/国立大学法人及び大学共同利用機関法人/地方独立行政法人/日本放送協会
パターン3	×	国等以外	正式申請後、申請受理され、裁定可の結果を受領・補償金を供託することで、著作物が利用可能となる。	
パターン4	×	国等	正式申請後、申請受理され、裁定可の結果を受領することで、著作物が利用可能となる。	パターン2と同様

フロー化対象

未管理著作物裁定制度 利用の流れ（ケース1・簡易版）

■ 未管理著作物裁定制度における、申請から著作物利用への大まかな流れは以下のとおり



III. 未管理著作物裁定制度における業務フロー

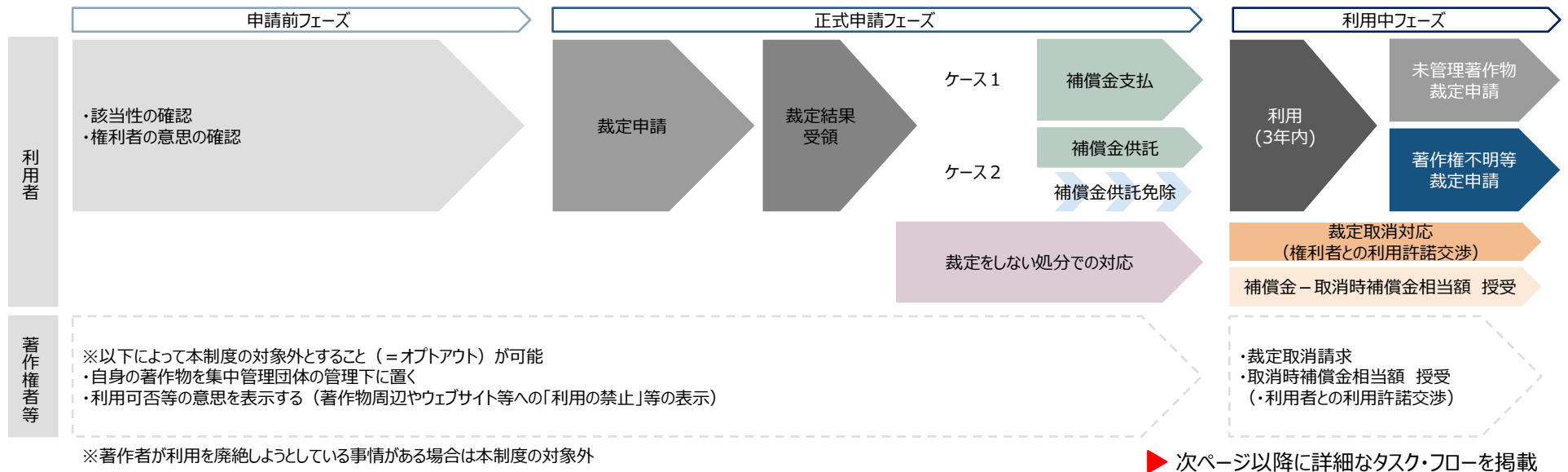
登録確認機関および指定補償金管理機関の有無による場合分け（未管理著作物裁定制度）

- 登録確認機関と指定補償金管理機関の有無によって以下の1～4のようなケースが考えられる
- 未管理著作物裁定制度においては、ケース1およびケース2をフロー化し記述する

ケース名	登録確認機関	指定補償金管理機関	概要	フロー化 対象
ケース1	登録あり	指定あり	登録確認機関及び指定補償金管理機関がそれぞれ業務を行う場合	
ケース2	登録なし	指定なし	文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）	
ケース3	登録あり	指定なし	登録確認機関及び文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）	
ケース4	登録なし	指定あり	文化庁及び指定補償金管理機関が業務を行う場合	

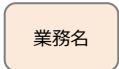
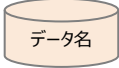
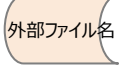
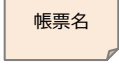
タスク・フロー概要

未管理著作物裁定申請に係るタスク・フロー（概要）

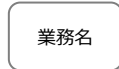
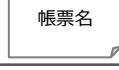


業務フローの各アイコンの凡例及び説明

■ システムプロセス

アイコン	説明
	既存システムを利用する業務プロセス ※ユーザー操作を伴うオンラインプロセス、システムによるバッチ処理含む
	既存システムが読み取り・書き込みするデータベース
	既存システムからエクスポートする外部システム連携用の導出ファイル ※CSV・APIメッセージ電文、URLパラメータ、Cookie情報なども含む
	既存システムから出力される帳票 ※Excelレポート生成を含む

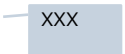
■ 手作業プロセス

アイコン	説明
	システム・ツールを利用しない手作業による業務プロセス
	手作業により作成される手書き帳票

■ そのほか特記事項

- フロー図上にシステムレーンを設置しない。
- アイコンの色をまたぐシステム連携は外部システム連携を指す。（この場合、連携アイコンは「外部ファイル」アイコンを利用する前提とする）

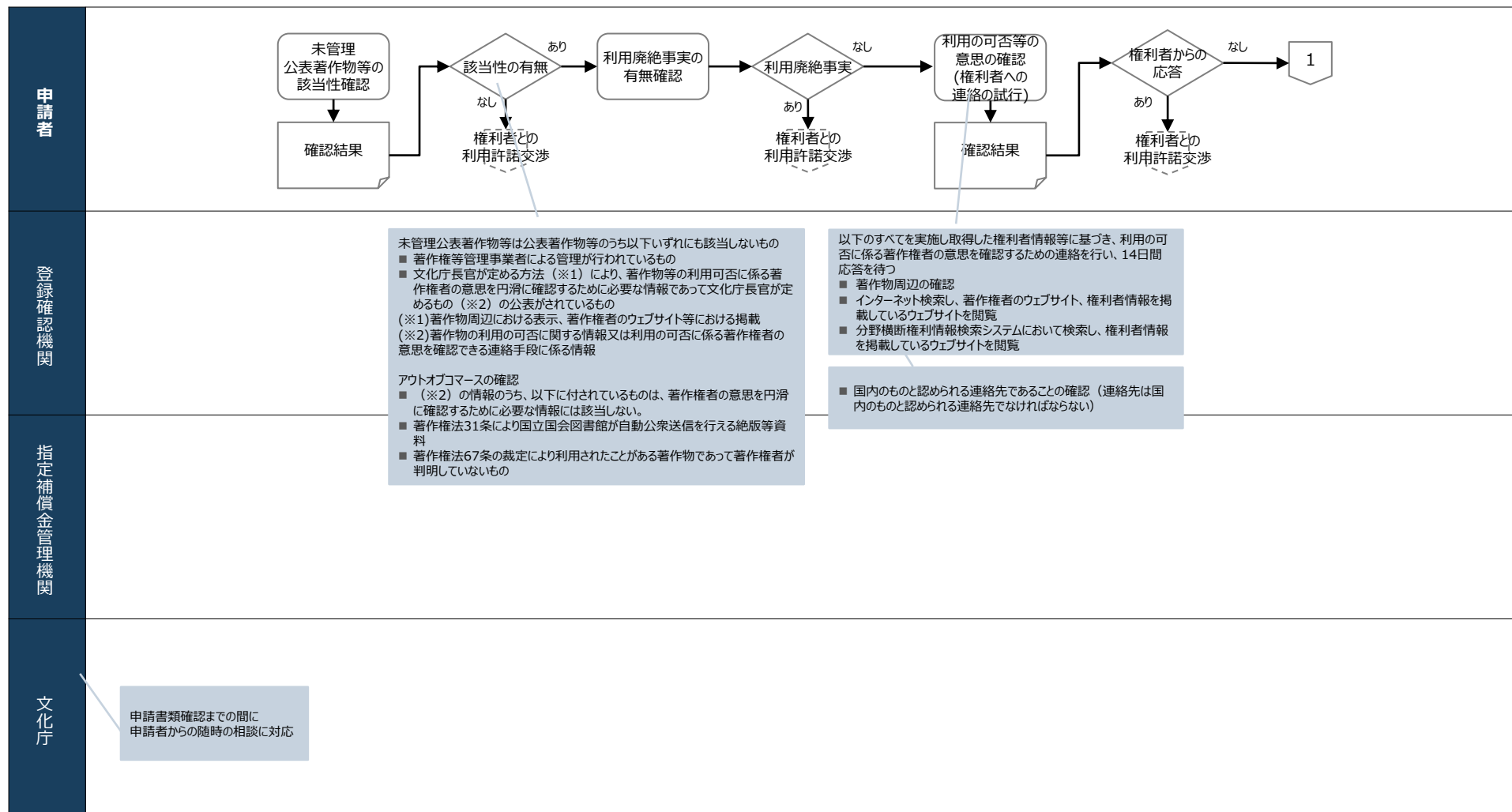
■ 接続記号・分岐記号など

アイコン	説明
	ページ内接続記号 同じページ内の離れたプロセスを接続するため使用
	ページ間接続記号 業務フローが複数ページに渡る場合のページ間をまたぐ離れたプロセスを接続するため使用
	分岐記号 ケースごとに手順が分岐する場合に使用
	メモ 補足事項などを記載
	課題

<裁定申請>

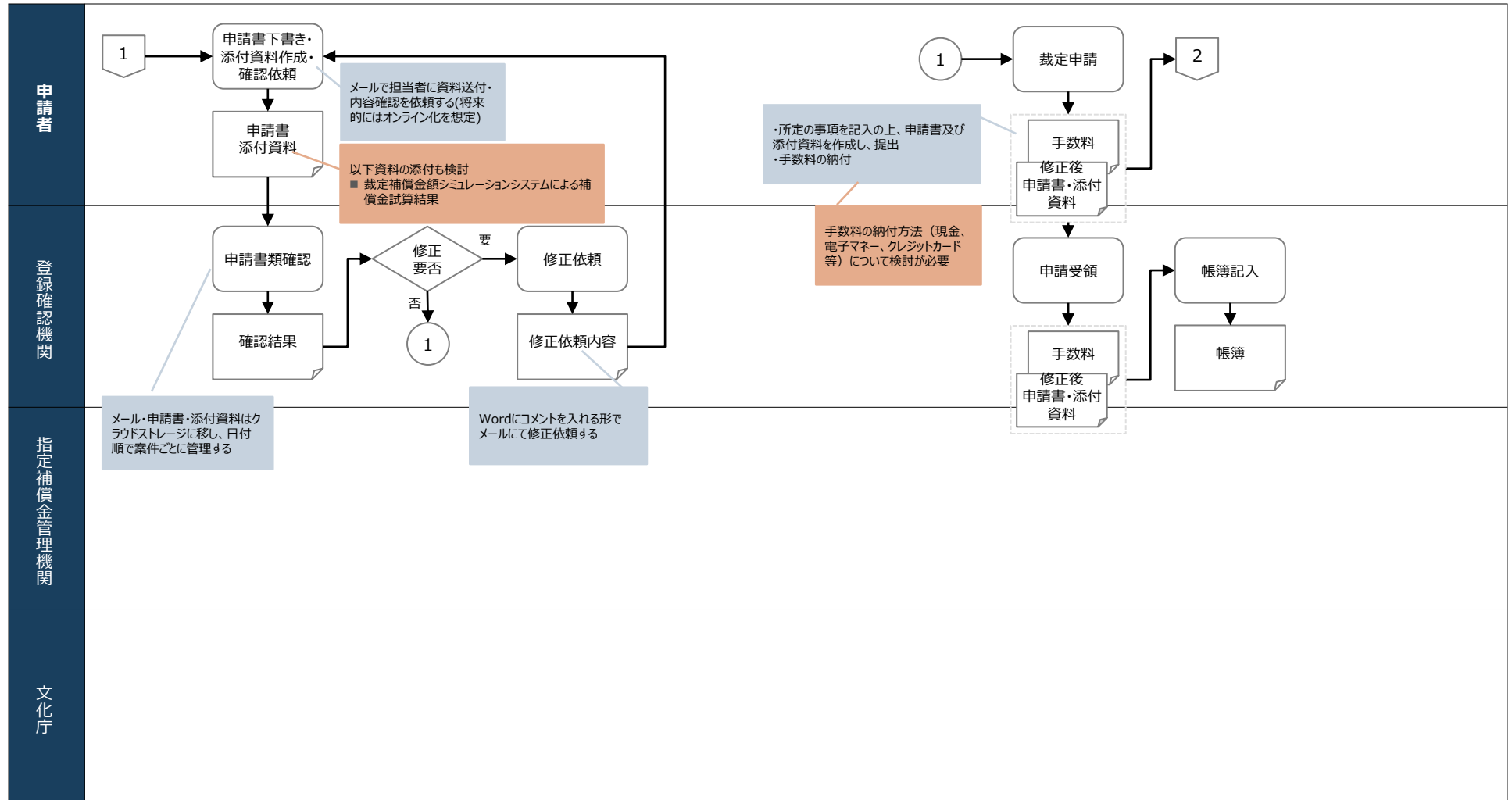
事前相談・利用の可否等に係る著作権者の意思の確認

該当性の確認・権利者の意思の確認

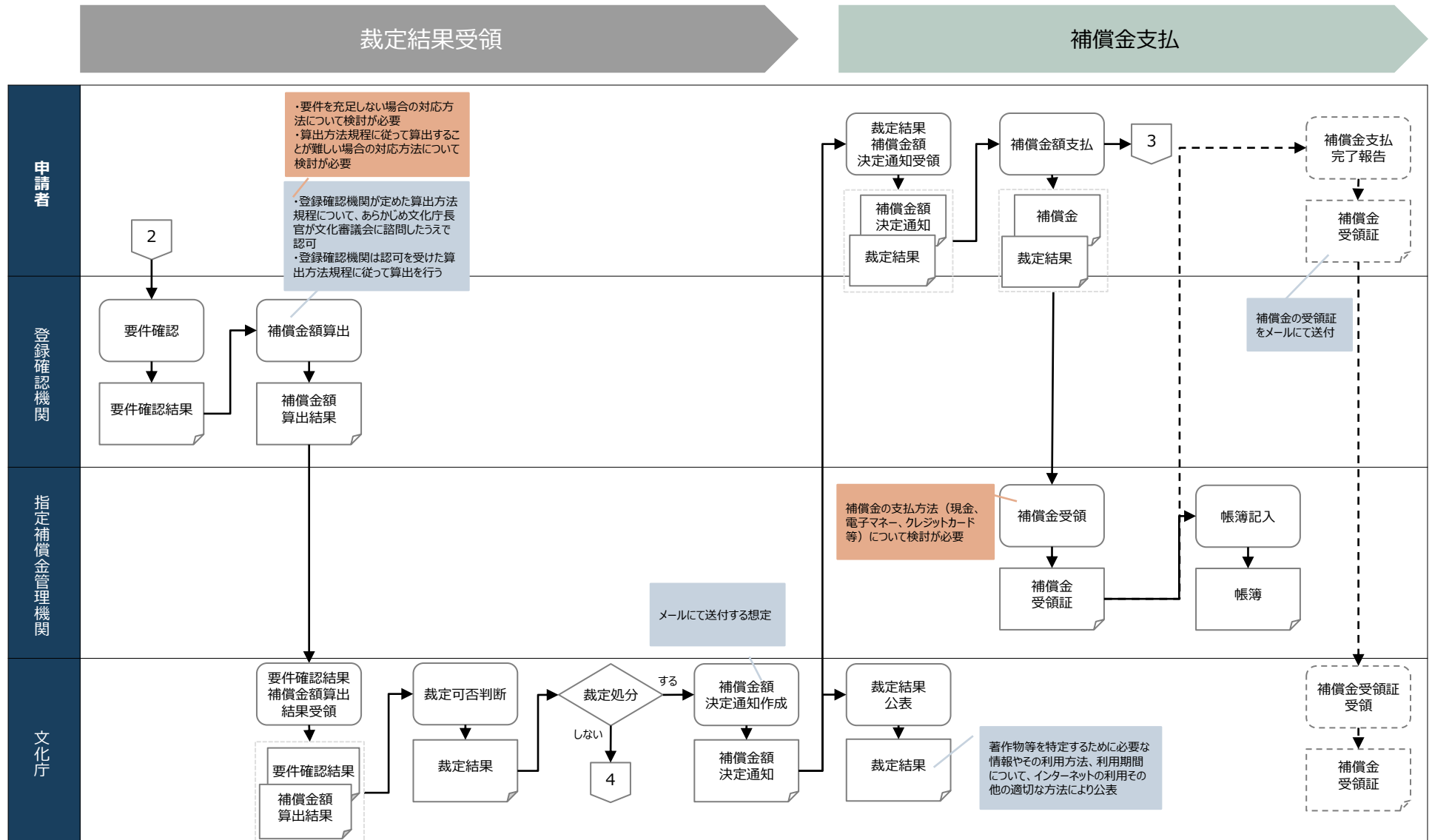


裁定申請

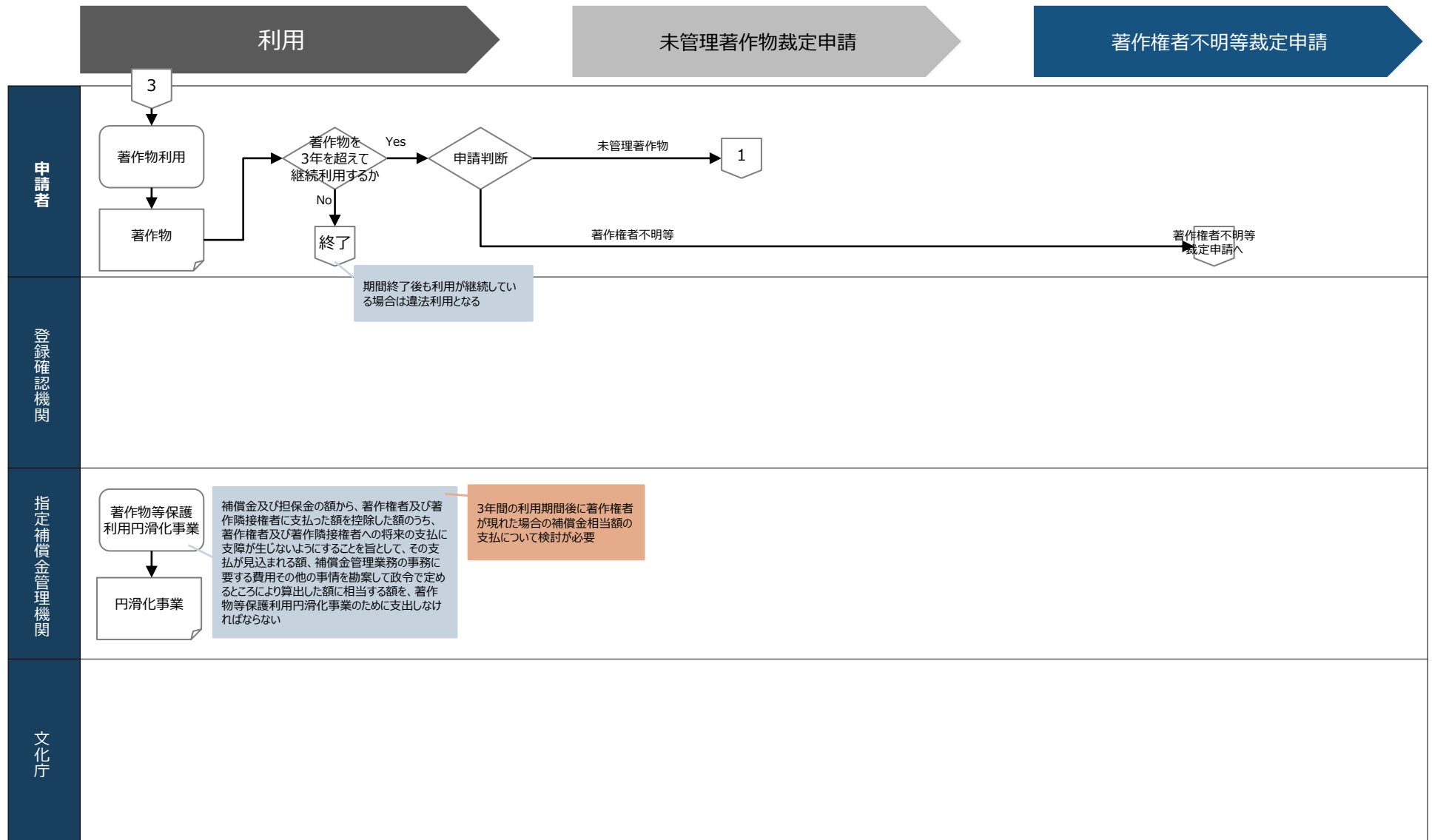
裁定の正式申請



裁定結果受領・補償金支払・著作物使用の証拠資料送付

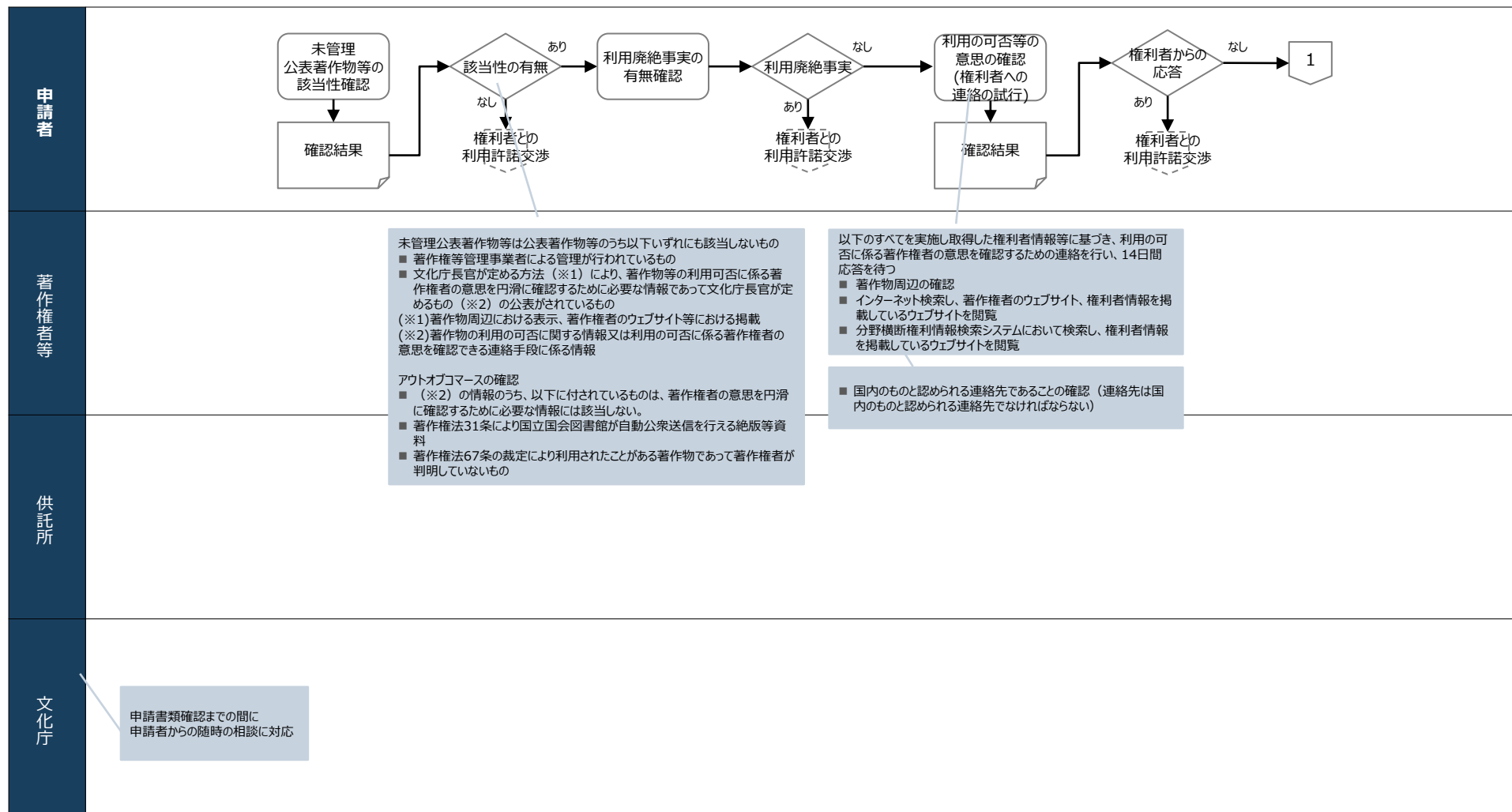


利用・裁定申請



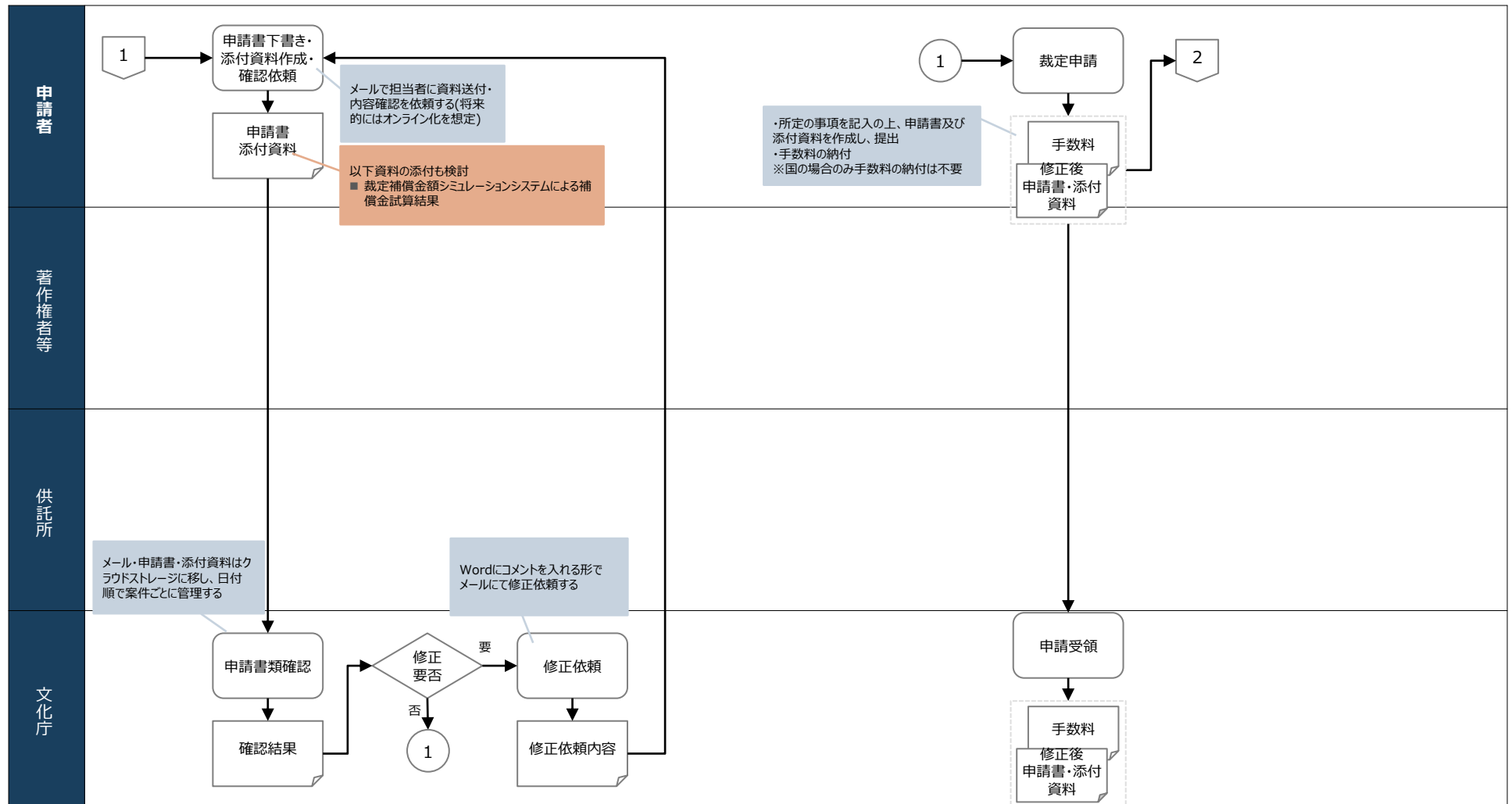
事前相談・利用の可否等に係る著作権者の意思の確認

該当性の確認・権利者の意思の確認

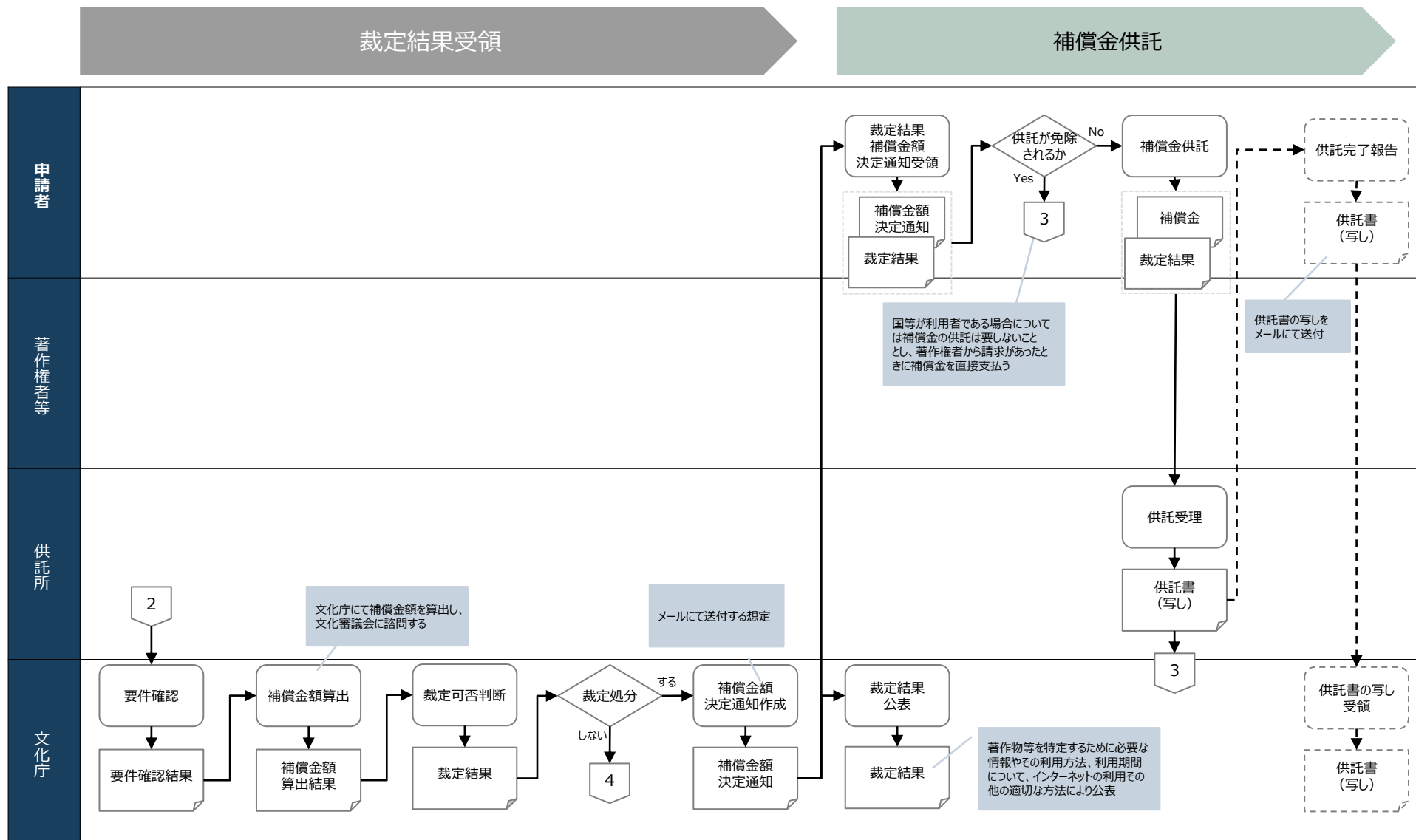


裁定申請

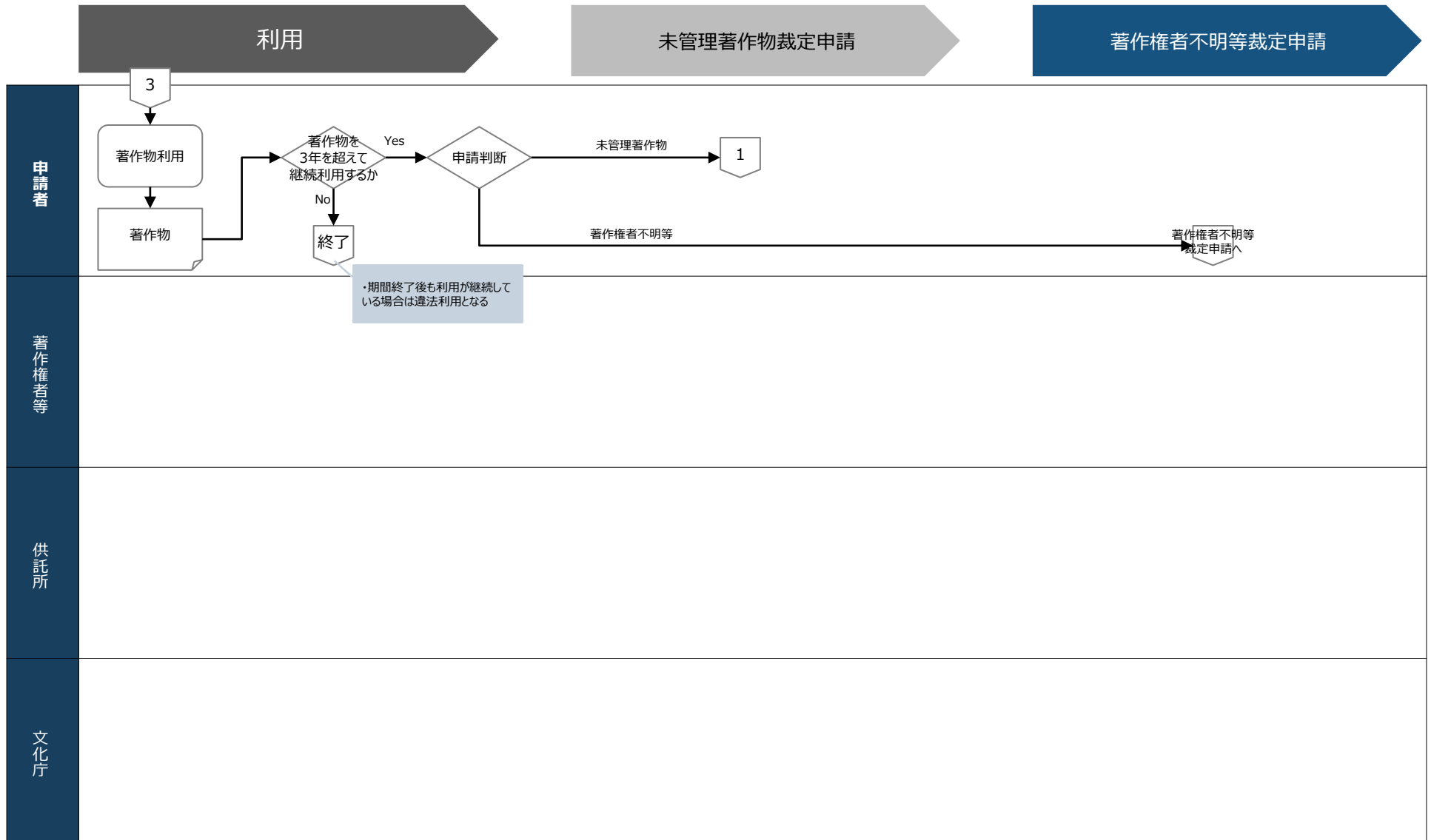
裁定の正式申請



裁定結果受領・補償金供託・著作物使用の証拠資料送付



利用・裁定申請



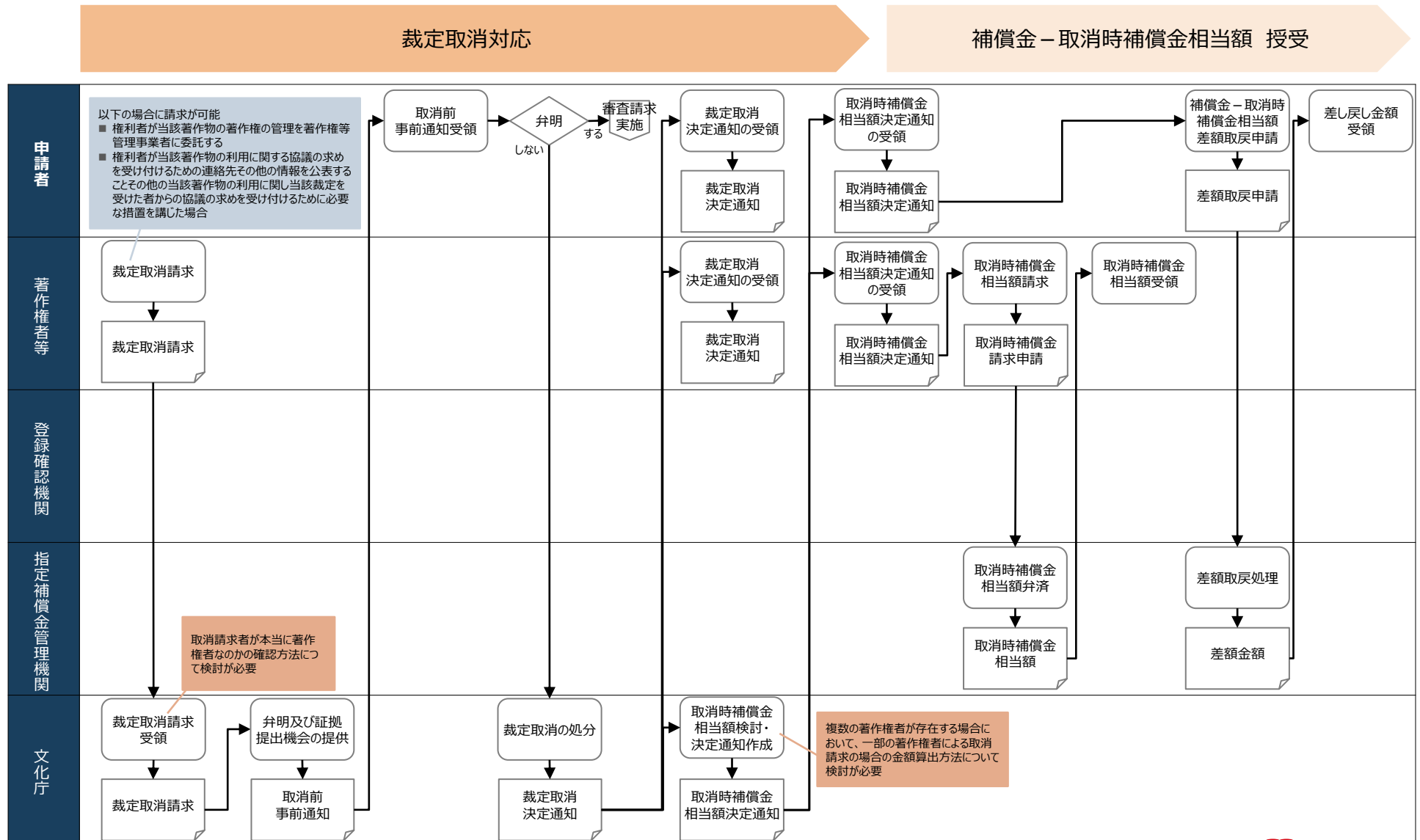
＜裁定をしない処分での対応＞

裁定をしない処分での対応



＜裁定取消対応＞

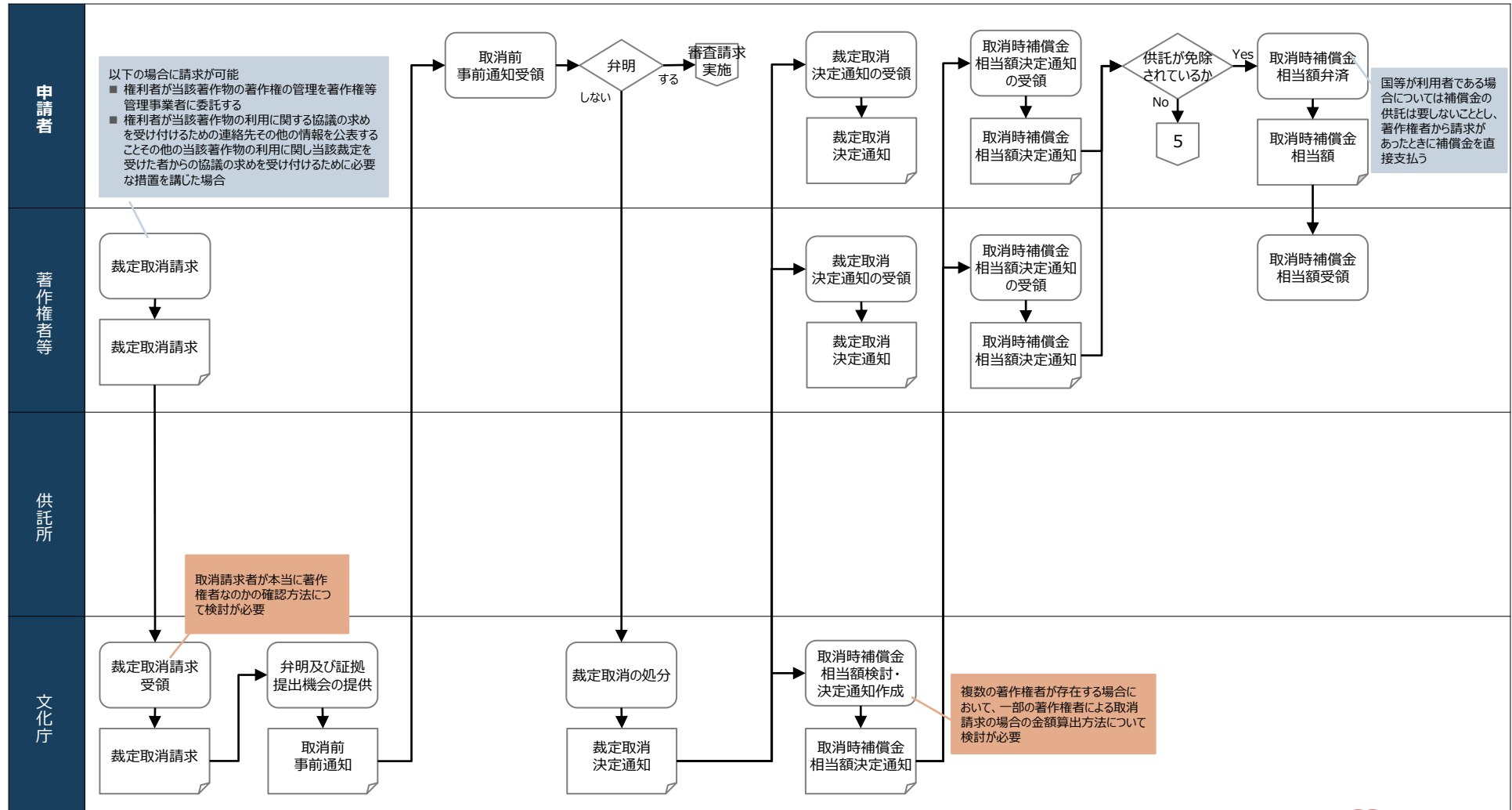
裁定取消対応



裁定取消対応(1/2)

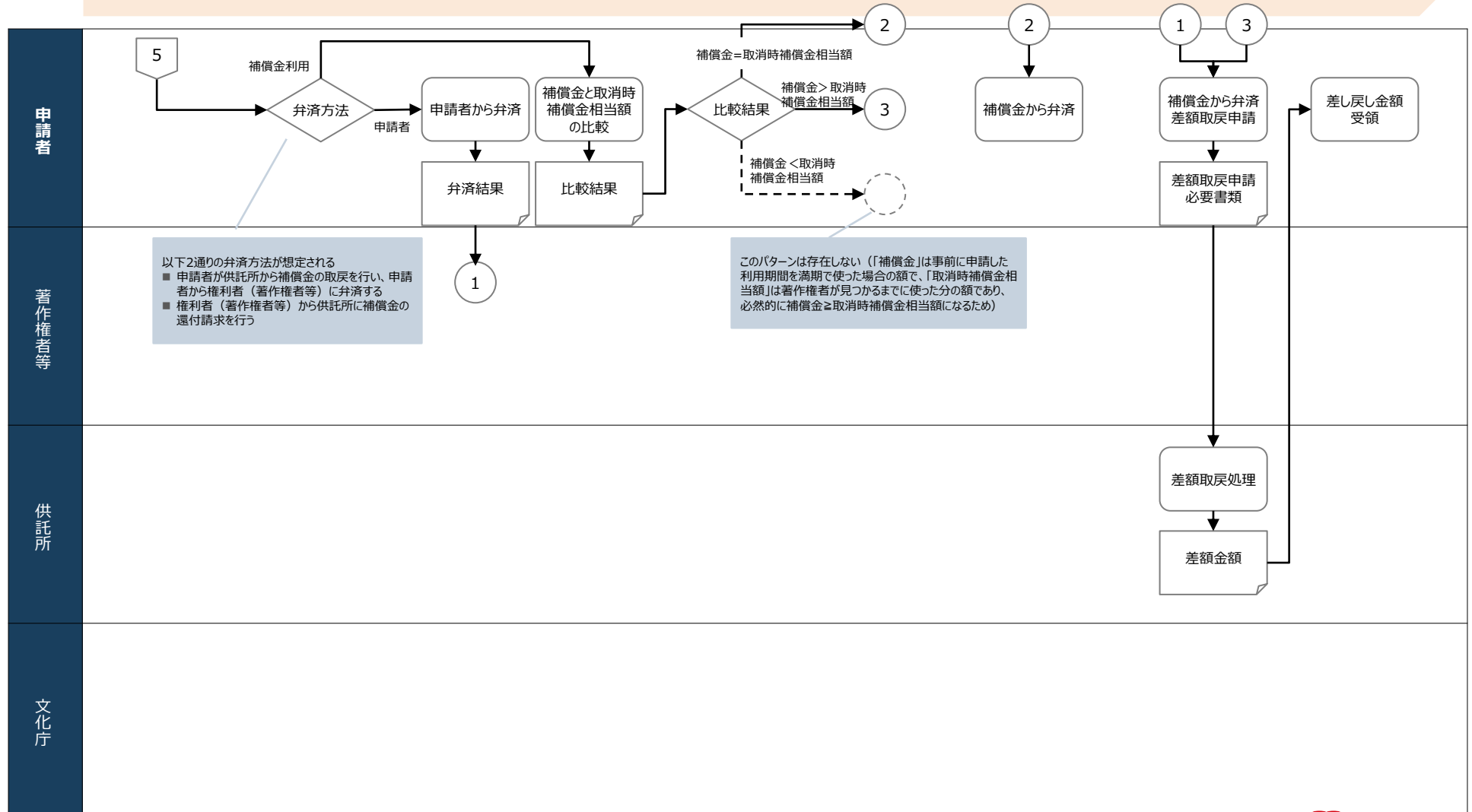
裁定取消対応

補償金 – 取消時補償金相当額 授受



裁定取消対応(2/2)

補償金 – 取消時補償金相当額 授受



IV. 現行裁定制度における業務フロー

登録確認機関および指定補償金管理機関の有無による場合分け（現行裁定制度） 1/2

- 現行裁定制度も新裁定制度と同様にケース1,2を対象とするが、申請中利用等が存在する関係で、ケースを更に詳細化したパターンをフロー化し記述する

ケース名	登録確認機関	指定補償金管理機関	概要
ケース1	登録あり	指定あり	登録確認機関及び指定補償金管理機関がそれぞれ業務を行う場合
ケース2	登録なし	指定なし	文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース3	登録あり	指定なし	登録確認機関及び文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース4	登録なし	指定あり	文化庁及び指定補償金管理機関が業務を行う場合

ケースを更に詳細化したパターンをフロー化

パターン名	申請中利用	申請主体	概要	備考
パターン1	○	国等以外	正式申請後、申請受理され、担保金を支払うことで、申請中でも著作物が利用可能となる。裁定可の結果を受領後、担保金と補償金の差額を支払又は接受し、著作物が正式利用可能となる。	
パターン2	○	国等	正式申請後、申請受理されることで、申請中でも著作物が利用可能となる。裁定可の結果を受領後、補償金を支払うことで、著作物が正式利用可能となる。	<国等に該当する機関> 国/地方公共団体/独立行政法人/国立大学法人及び大学共同利用機関法人/地方独立行政法人/日本放送協会
パターン3	×	-	正式申請後、申請受理され、裁定可の結果を受領・補償金を支払うことで、著作物が利用可能となる。	補償金の支払は申請主体に関わらず実施するためパターンは1つに集約

フロー化
対象

登録確認機関および指定補償金管理機関の有無による場合分け（現行裁定制度） 2/2

■（続き）

ケース名	登録確認機関	指定補償金管理機関	概要
ケース1	登録あり	指定あり	登録確認機関及び指定補償金管理機関がそれぞれ業務を行う場合
ケース2	登録なし	指定なし	文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース3	登録あり	指定なし	登録確認機関及び文化庁が業務を行う場合（供託所にて補償金管理）
ケース4	登録なし	指定あり	文化庁及び指定補償金管理機関が業務を行う場合

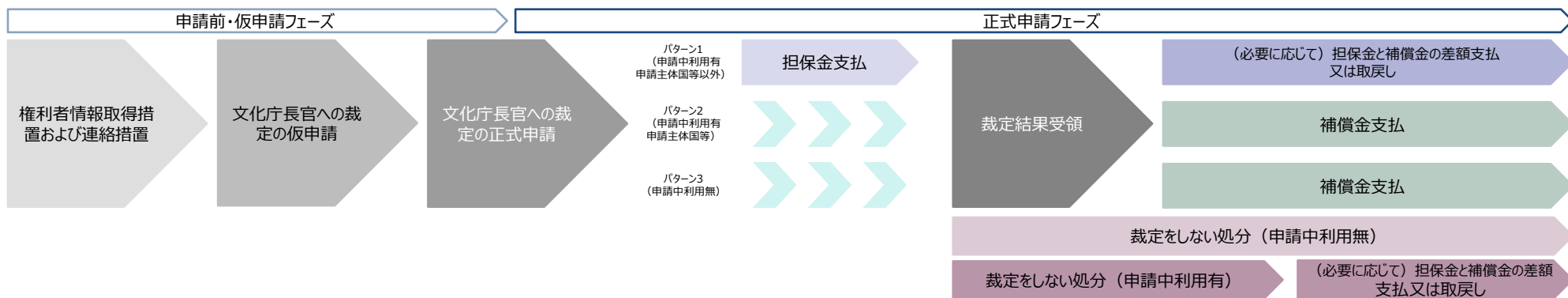
ケースを更に詳細化したパターンをフロー化

パターン名	申請中利用	申請主体	概要	備考
パターン1	○	国等以外	正式申請後、申請受理され、担保金を供託することで、申請中でも著作物が利用可能となる。 裁定可の結果を受領後、担保金と補償金の差額を支払又は接受し、著作物が正式利用可能となる。	
パターン2	○	国等	正式申請後、申請受理されることで、申請中でも著作物が利用可能となる。 裁定可の結果を受領後、著作物が正式利用可能となる。	<国等に該当する機関> 国/地方公共団体/独立行政法人/国立大学法人及び大学共同利用機関法人/地方独立行政法人/日本放送協会
パターン3	×	国等以外	正式申請後、申請受理され、裁定可の結果を受領・補償金を供託することで、著作物が利用可能となる。	
パターン4	×	国等	正式申請後、申請受理され、裁定可の結果を受領することで、著作物が利用可能となる。	パターン2と同様

フロー化対象

現行タスク・フロー

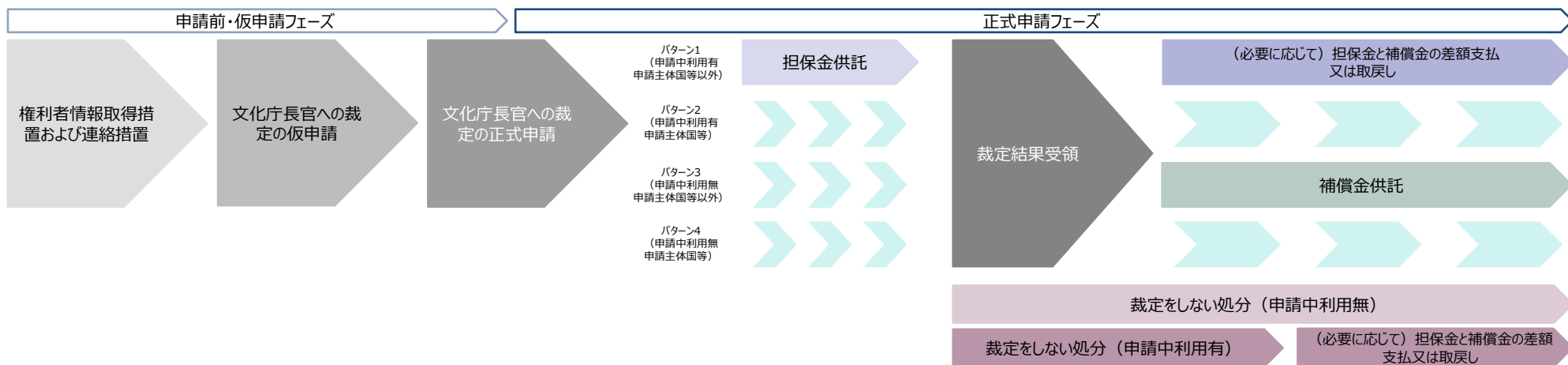
裁定申請に係る現行タスク・フロー（概要）



▶ 次ページ以降に詳細な現行タスク・フローを掲載

現行タスク・フロー

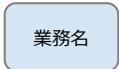
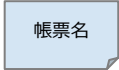
裁定申請に係る現行タスク・フロー（概要）



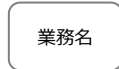
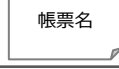
▶ 次ページ以降に詳細な現行タスク・フローを掲載

業務フローの各アイコンの凡例及び説明

■システムプロセス

アイコン	説明
	既存システムを利用する業務プロセス ※ユーザー操作を伴うオンラインプロセス、システムによるバッチ処理含む
	既存システムが読み取り・書き込みするデータベース
	既存システムからエクスポートする外部システム連携用の導出ファイル ※CSV・APIメッセージ電文、URLパラメータ、Cookie情報なども含む
	既存システムから出力される帳票 ※Excelレポート生成を含む

■手作業プロセス

アイコン	説明
	システム・ツールを利用しない手作業による業務プロセス
	手作業により作成される手書き帳票

■接続記号・分岐記号など

アイコン	説明
	ページ内接続記号 同じページ内の離れたプロセスを接続するため使用
	ページ間接続記号 業務フローが複数ページに渡る場合のページ間をまたぐ離れたプロセスを接続するため使用
	分岐記号 ケースごとに手順が分岐する場合に使用
	メモ 補足事項などを記載
	課題

■そのほか特記事項

- ・フロー図上にシステムレーンを設置しない。
- ・アイコンの色をまたぐシステム連携は外部システム連携を指す。（この場合、連携アイコンは「外部ファイル」アイコンを利用する前提とする）

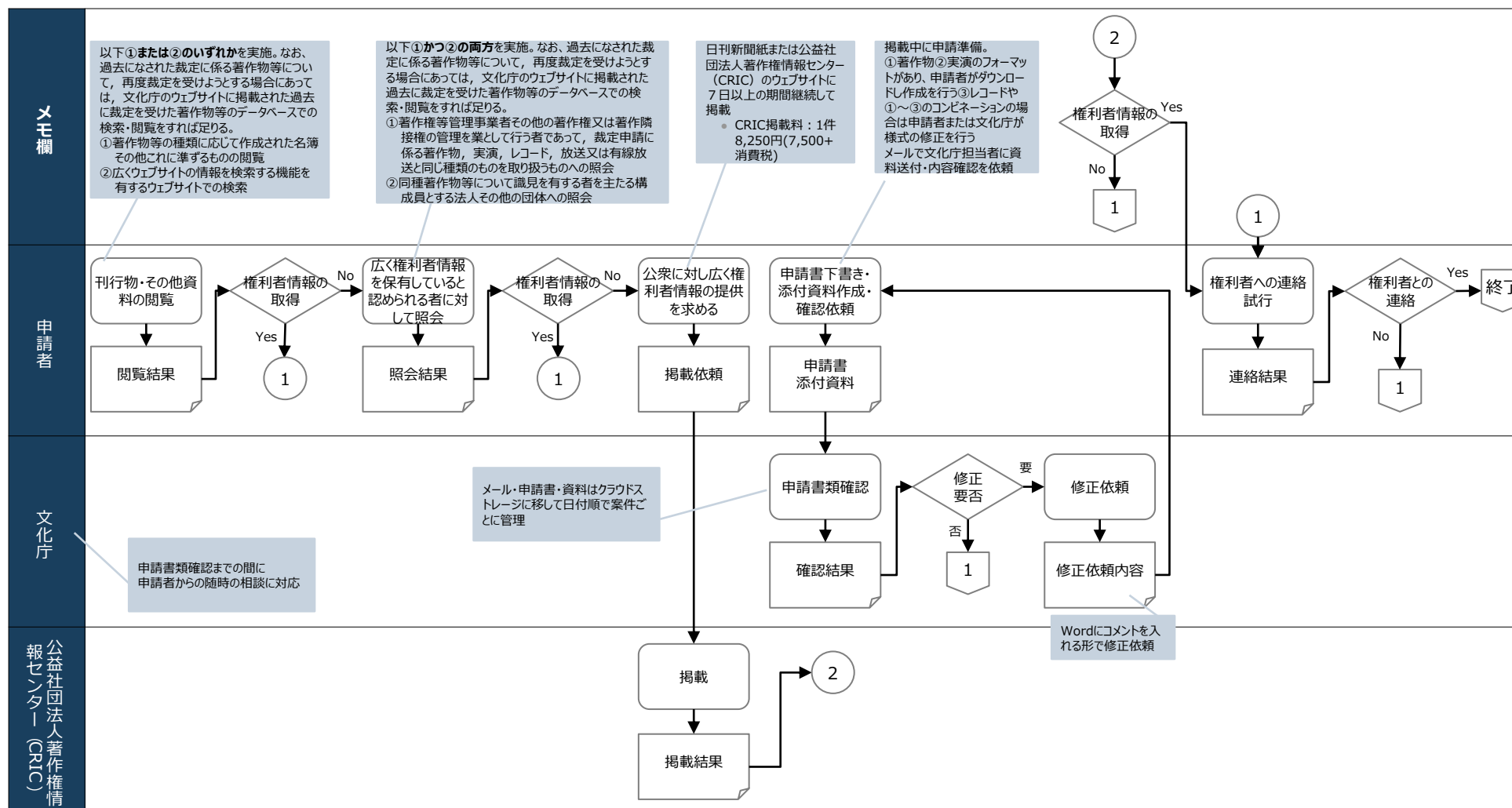
現行タスク・フロー【ケース1】

<パターン共通>

<共通> 権利者情報取得措置および連絡措置・申請準備

文化庁長官への裁定の仮申請

権利者情報取得措置および連絡措置

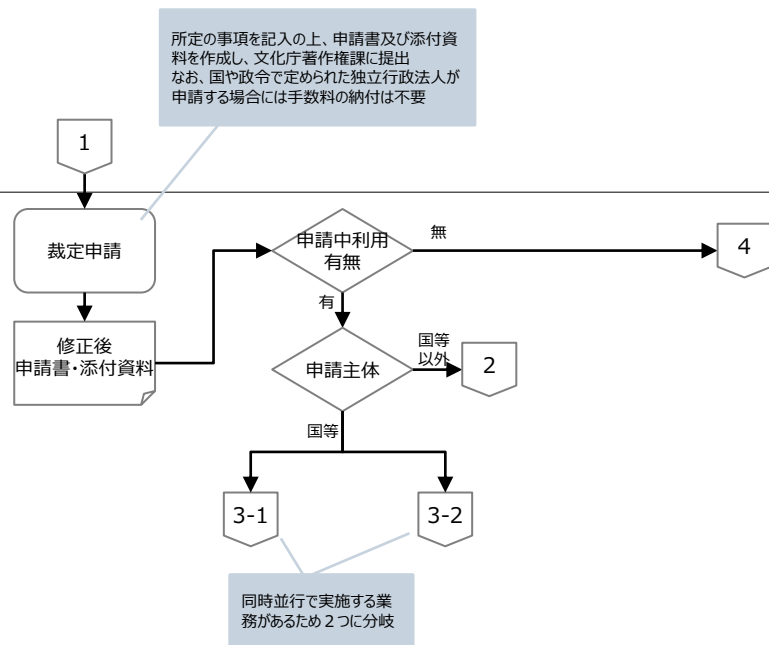


<共通> 正式申請

正式申請

メモ欄

申請者

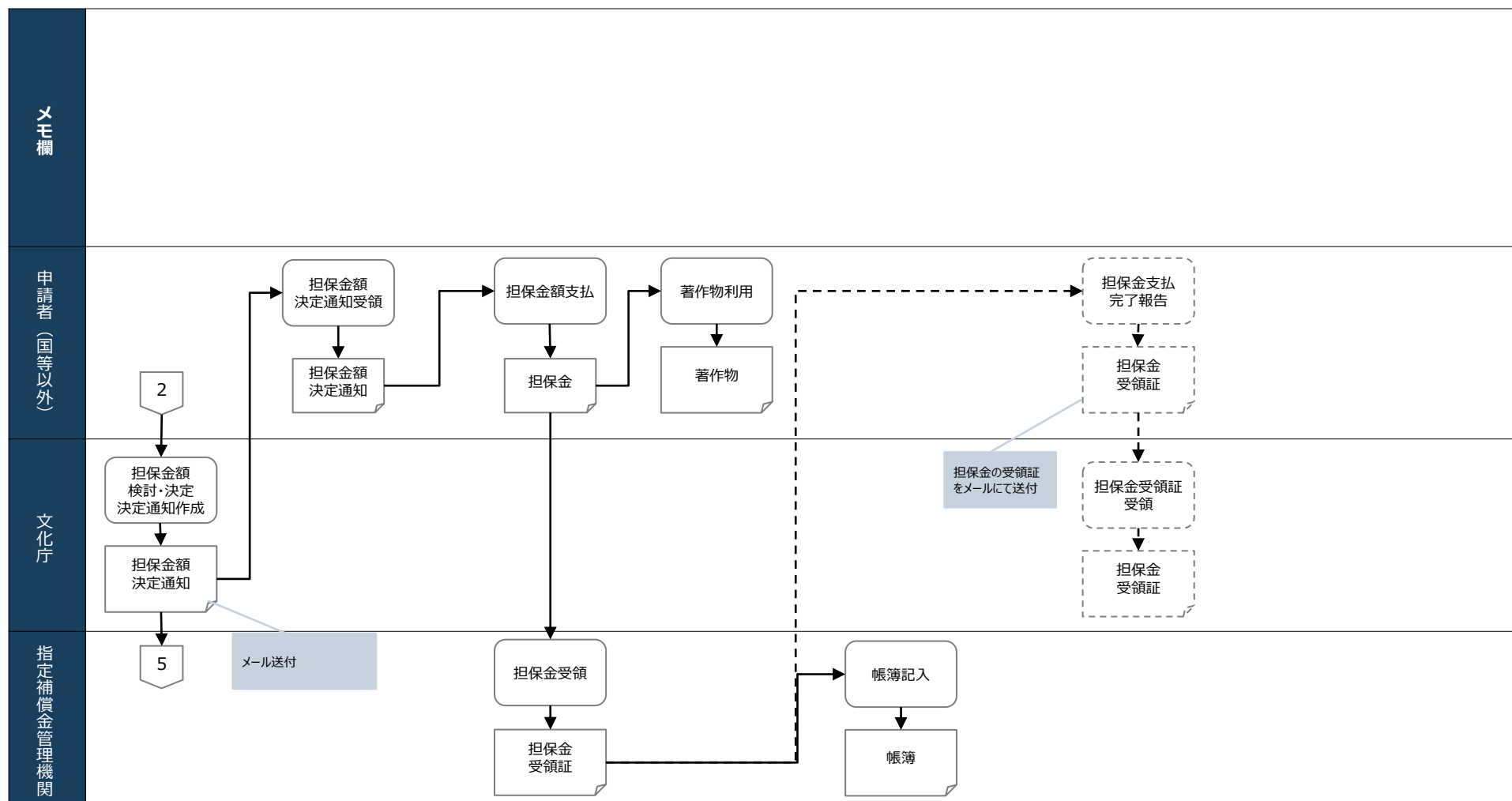


現行タスク・フロー【ケース1】

＜申請中利用有・申請主体国等以外のケース
(パターン1)＞

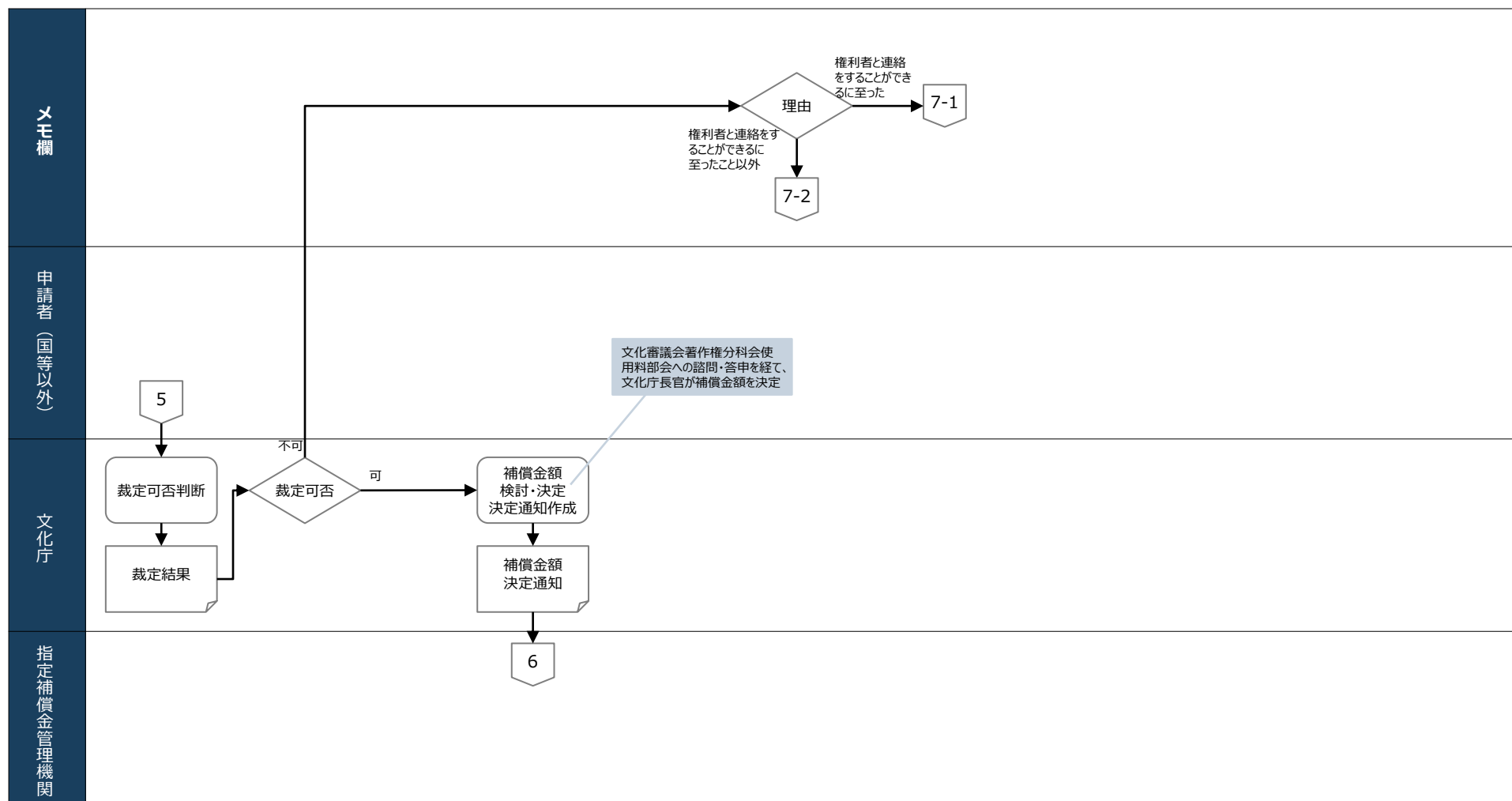
<申請中利用有・申請主体国等以外> 担保金支払

担保金支払



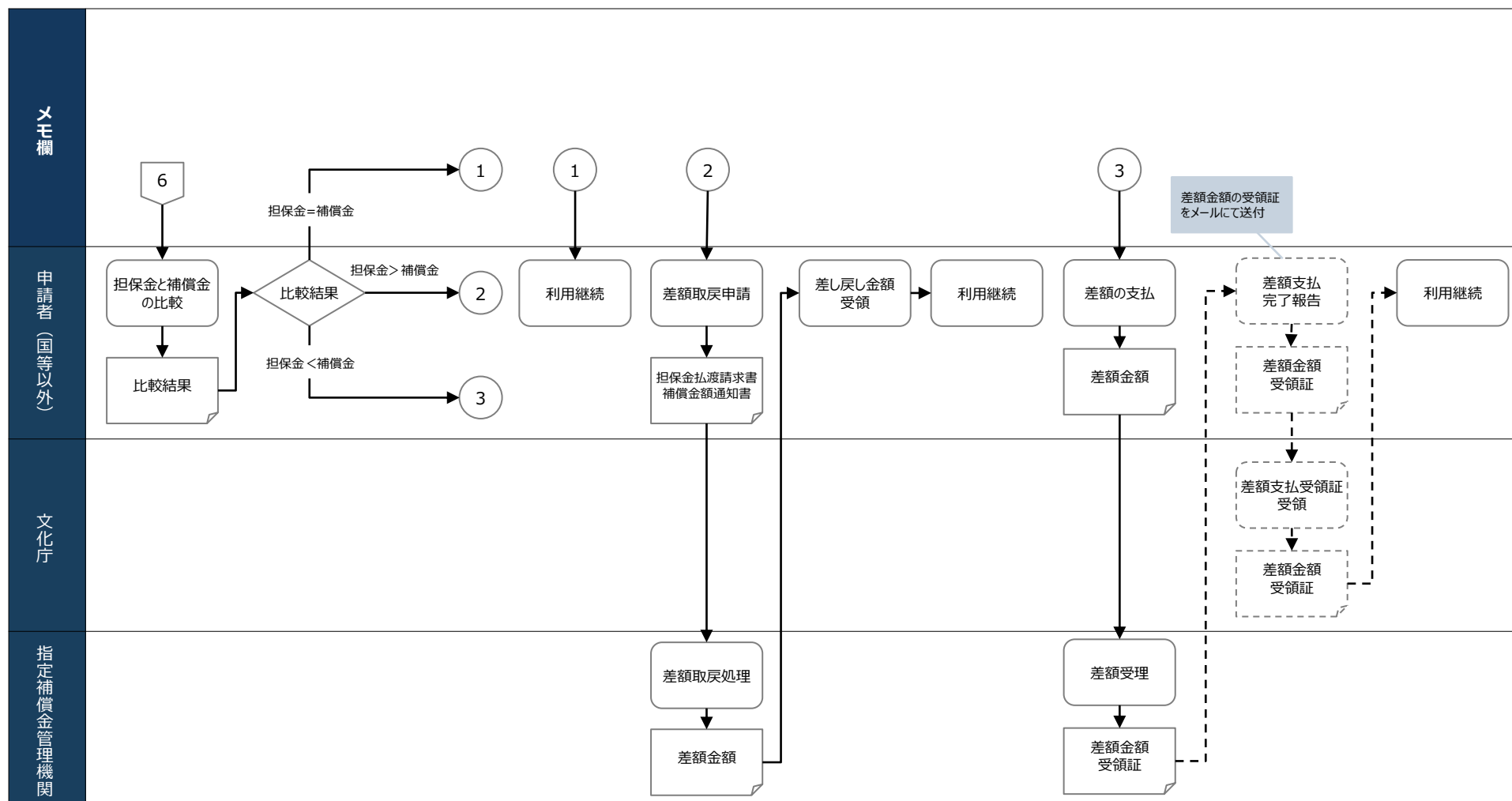
<申請中利用有・申請主体国等以外> 裁定結果受領

裁定結果受領



<申請中利用有・申請主体国等以外> 担保金－補償金差額支払又は取戻し

担保金－補償金差額支払又は取戻し



現行タスク・フロー【ケース1】

＜申請中利用有・申請主体国等のケース
(パターン2)＞

The flowchart illustrates the process for determining and paying compensation to copyright holders, organized into three horizontal lanes: 申請者（国等） (Applicant: Country, etc.), 文化庁 (Ministry of Culture), and 指定補償金管理機関 (Designated Compensation Management Agency).

申請者（国等） Lane:

- 3-1:** 裁定申請受理通知作成 (Create notification of acceptance of application for arbitration) → 裁定申請受理通知 (Notification of acceptance of application for arbitration) → 通知をメール送付 (Send notification by email).
- 3-2:** 同時並行で実施 (Simultaneous parallel implementation).
- 7-1:** 権利者と連絡をすることができると至った (Reached the point where contact with the rights holder is possible).
- 7-2:** 権利者と連絡をすることができないこと以外 (Except for the case where contact with the rights holder is impossible).
- 7-3:** 理由 (Reason).
- 補償金額支払完了報告** (Report of completion of compensation payment).
- 補償金受領証** (Compensation receipt certificate).
- 補償金受領証受領** (Receipt of compensation receipt certificate).
- 補償金受領証** (Compensation receipt certificate).

文化庁 Lane:

- 裁定可否判断** (Arbitration eligibility judgment) → **裁定可否** (Arbitration eligibility).
- 裁定結果** (Arbitration result).
- 補償金額検討・決定 決定通知作成** (Review and decision on compensation amount, create decision notification).
- 補償金額決定通知** (Notification of decision on compensation amount).
- 補償金額決定通知受領** (Receipt of notification of decision on compensation amount).
- 補償金額支払** (Compensation payment).
- 補償金** (Compensation).
- 裁定結果** (Arbitration result).
- 補償金の受領証をメールにて送付** (Send compensation receipt certificate by email).
- 補償金受領** (Compensation receipt).
- 補償金受領証** (Compensation receipt certificate).

指定補償金管理機関 Lane:

- 帳簿記入** (Record in ledger).
- 帳簿** (Ledger).

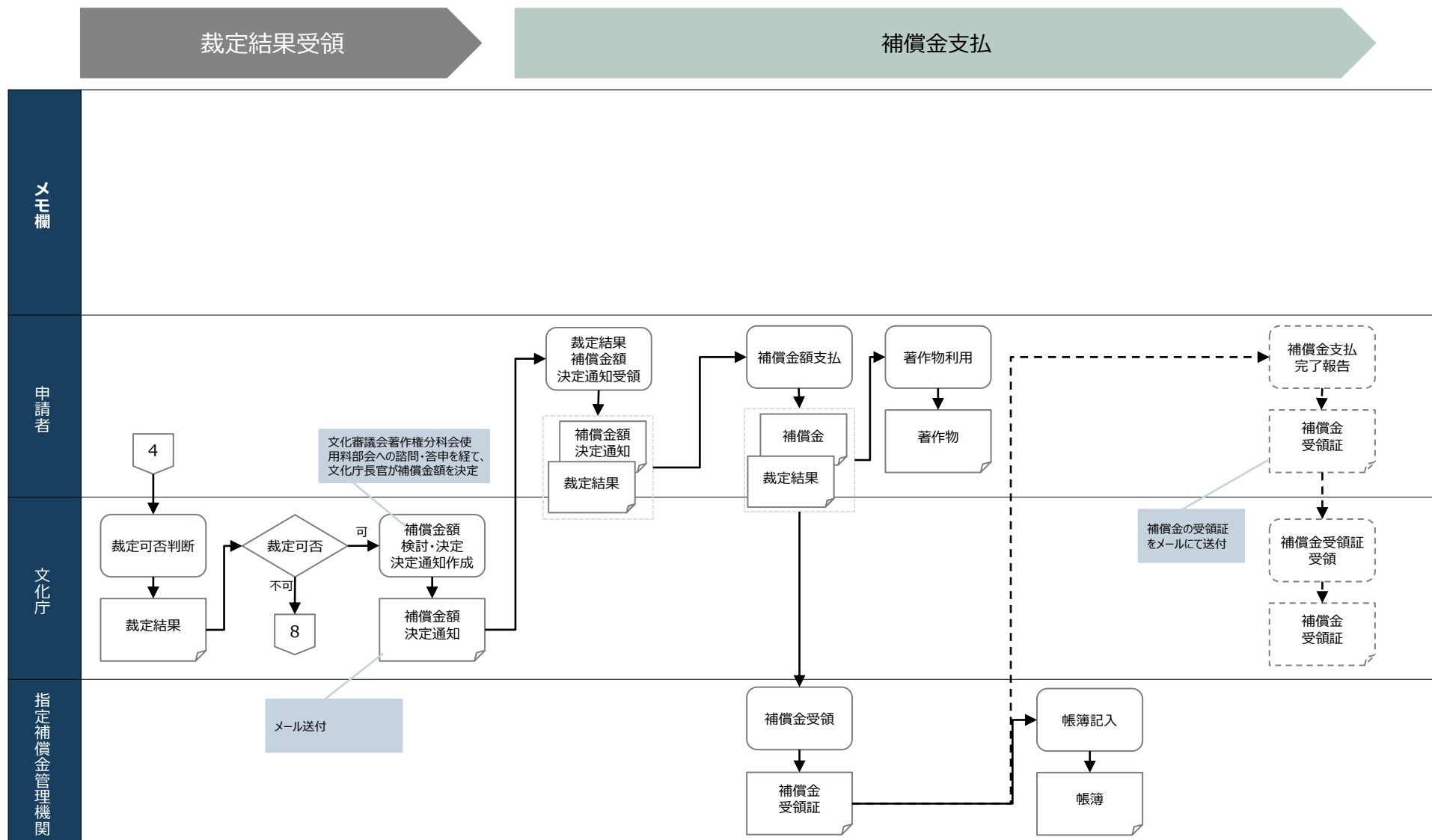
Process Flow:

- 申請者（国等） creates a notification of acceptance of application for arbitration (3-1) and sends it by email.
- 申請者（国等） and 文化庁 implement the process simultaneously and in parallel (3-2).
- 文化庁 makes a judgment on whether arbitration is possible (裁定可否判断).
- If arbitration is possible (裁定可否), 文化庁 reviews and decides on the compensation amount (補償金額検討・決定 決定通知作成) and sends a notification of decision on compensation amount (補償金額決定通知) to the applicant.
- 申請者（国等） receives the notification of decision on compensation amount (補償金額決定通知受領).
- 申請者（国等） contacts the rights holder (7-1). If contact is possible, the process proceeds to 7-1. If contact is impossible (7-2), the process proceeds to 7-3.
- 文化庁 makes a decision on the compensation amount (補償金額支払) and sends the compensation (補償金) to the applicant.
- 申請者（国等） receives the compensation (補償金).
- 申請者（国等） sends a report of completion of compensation payment (補償金額支払完了報告) to the designated compensation management agency.
- 申請者（国等） sends a compensation receipt certificate (補償金受領証) to the designated compensation management agency.
- 申請者（国等） receives the compensation receipt certificate (補償金受領証受領).
- 申請者（国等） sends the compensation receipt certificate (補償金受領証) to the designated compensation management agency.
- 指定補償金管理機関 records the compensation in the ledger (帳簿記入).
- 指定補償金管理機関 maintains the ledger (帳簿).

現行タスク・フロー【ケース1】

<申請中利用無のケース(パターン3)>

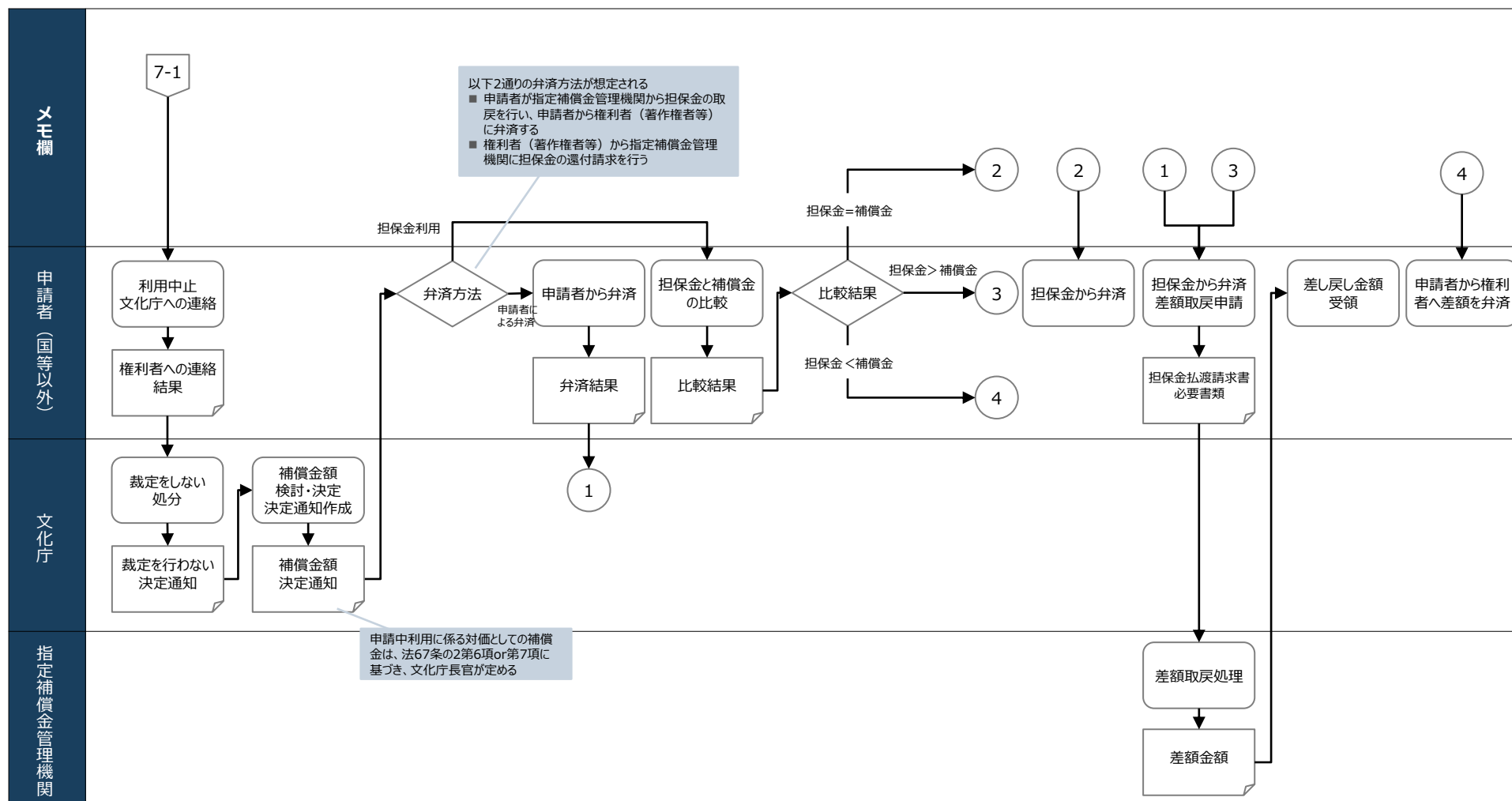
＜申請中利用無＞裁定結果受領・補償金支払



現行タスク・フロー【ケース1】 ＜裁定をしない処分＞

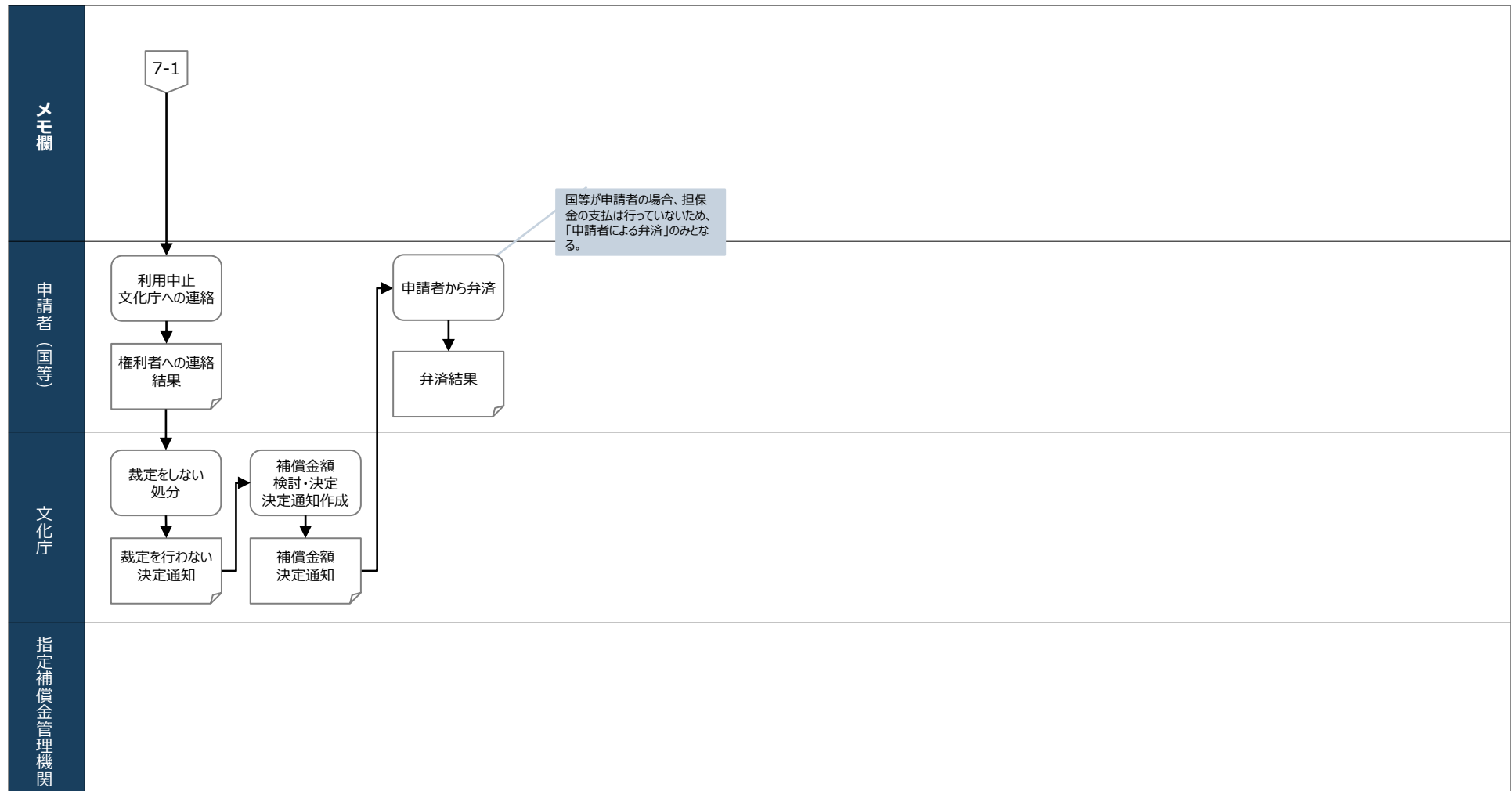
裁定をしない処分（申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合）

裁定をしない処分
（申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合）



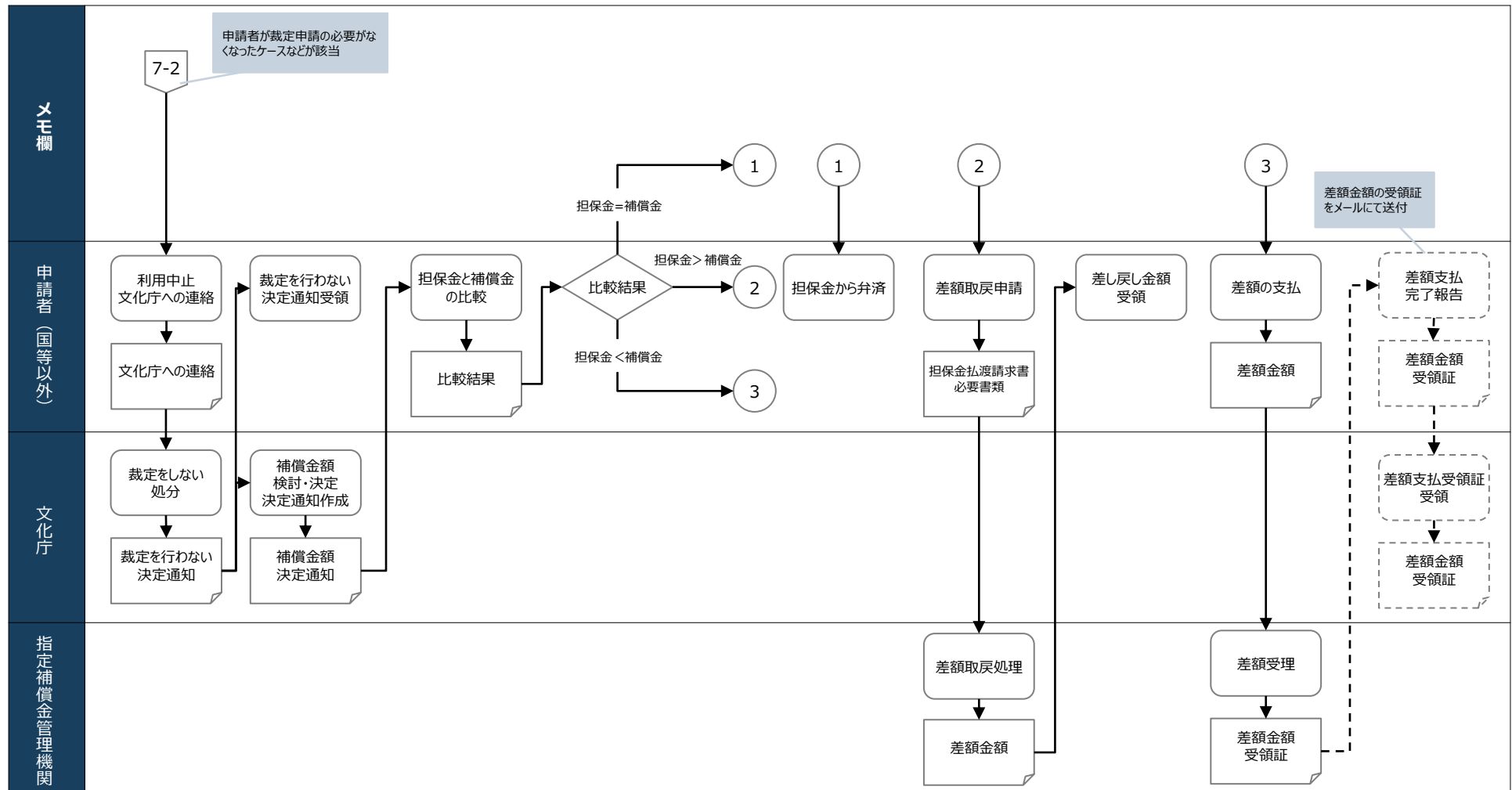
裁定をしない処分（申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合）

裁定をしない処分
（申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合）



裁定をしない処分（申請中利用有②_権利者と連絡をすることができるに至った以外の場合）

裁定をしない処分
（申請中利用有②_権利者と連絡をすることができるに至った以外の場合）



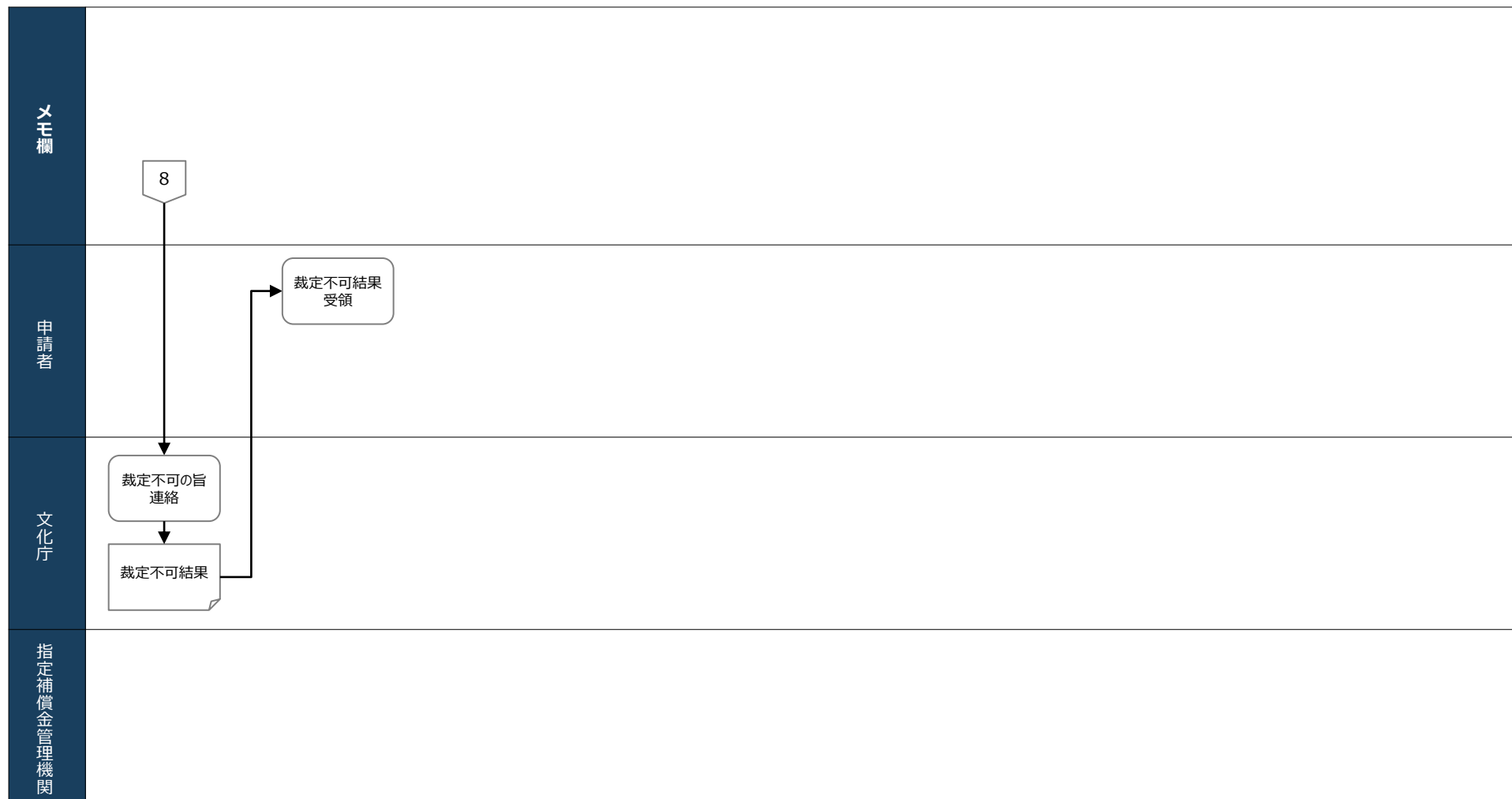
裁定をしない処分（申請中利用有②_権利者と連絡をすることができるに至った以外の場合）

裁定をしない処分
（申請中利用有②_権利者と連絡をすることができるに至った以外の場合）



裁定をしない処分（申請中利用無の場合）

裁定をしない処分
(申請中利用無の場合)

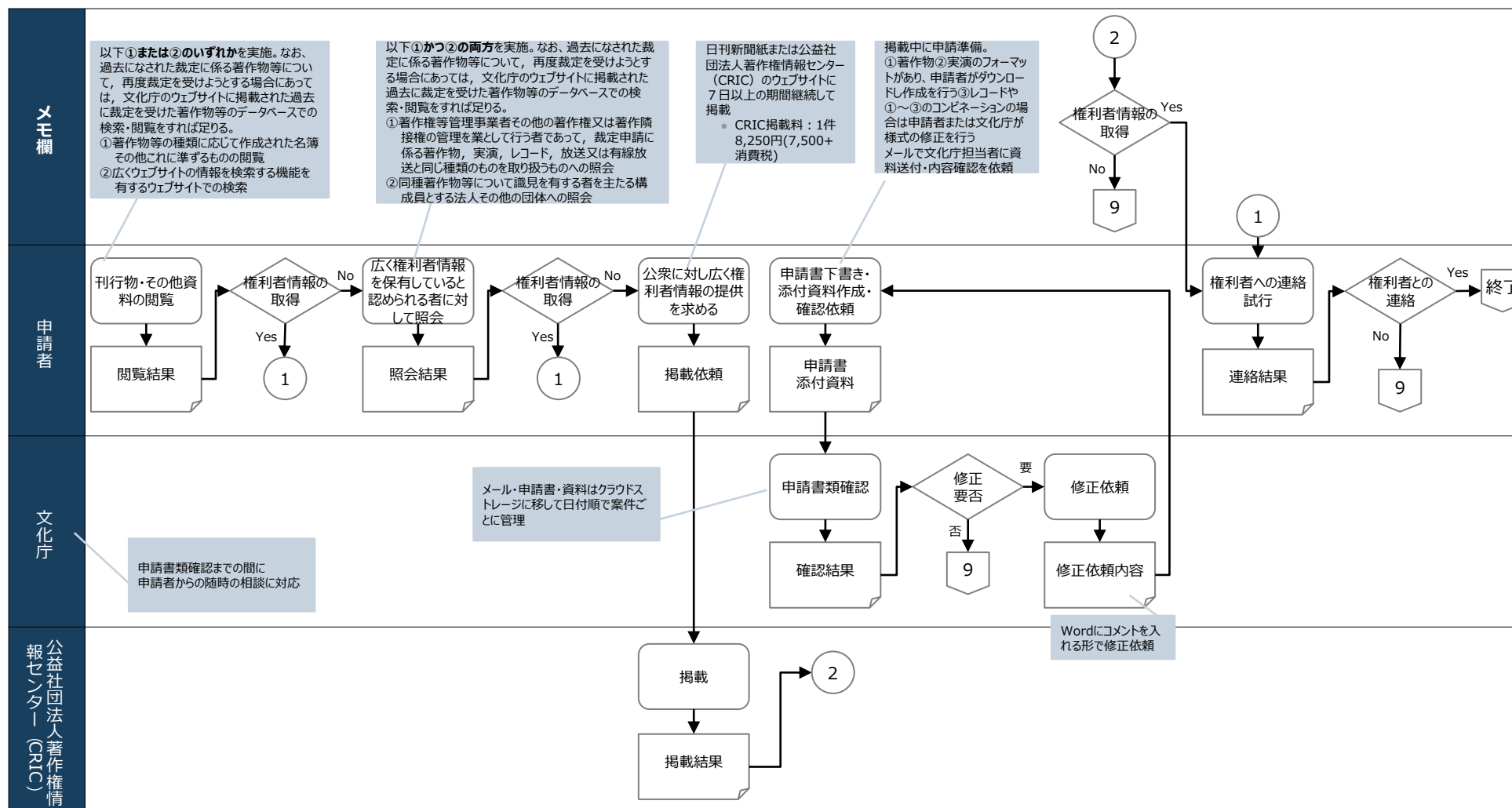


現行タスク・フロー【ケース2】 ＜パターン共通＞

<共通> 権利者情報取得措置および連絡措置・申請準備

文化庁長官への裁定の仮申請

権利者情報取得措置および連絡措置

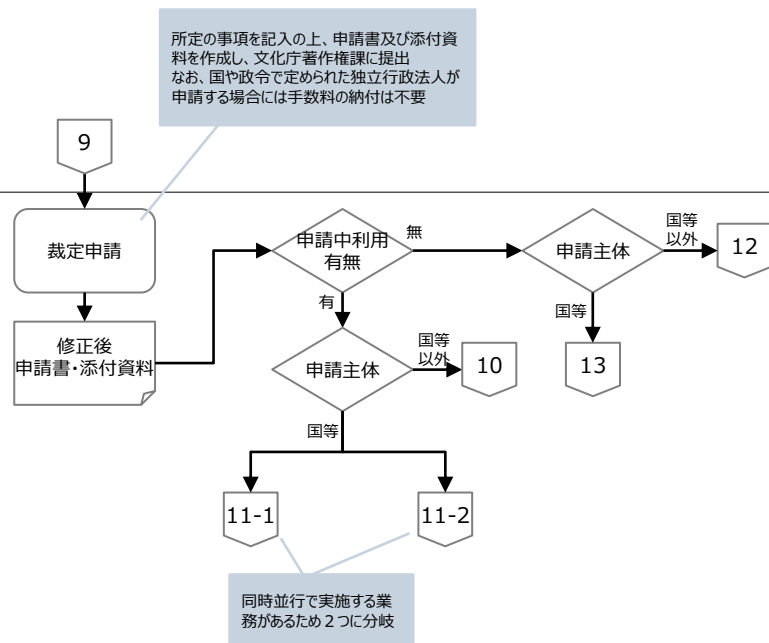


<共通> 正式申請

正式申請

メモ欄

申請者

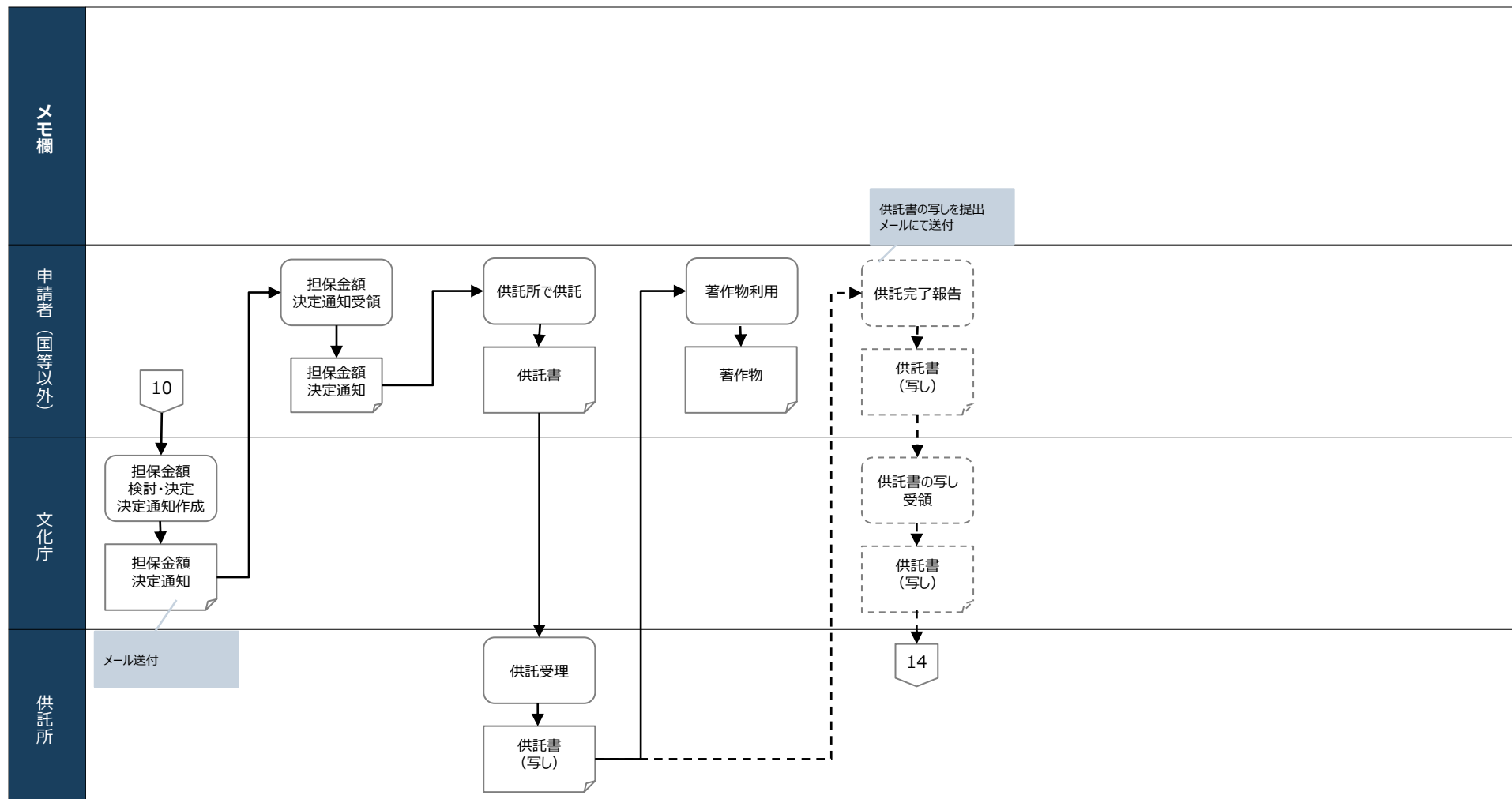


現行タスク・フロー【ケース2】

＜申請中利用有・申請主体国等以外のケース
(パターン1)＞

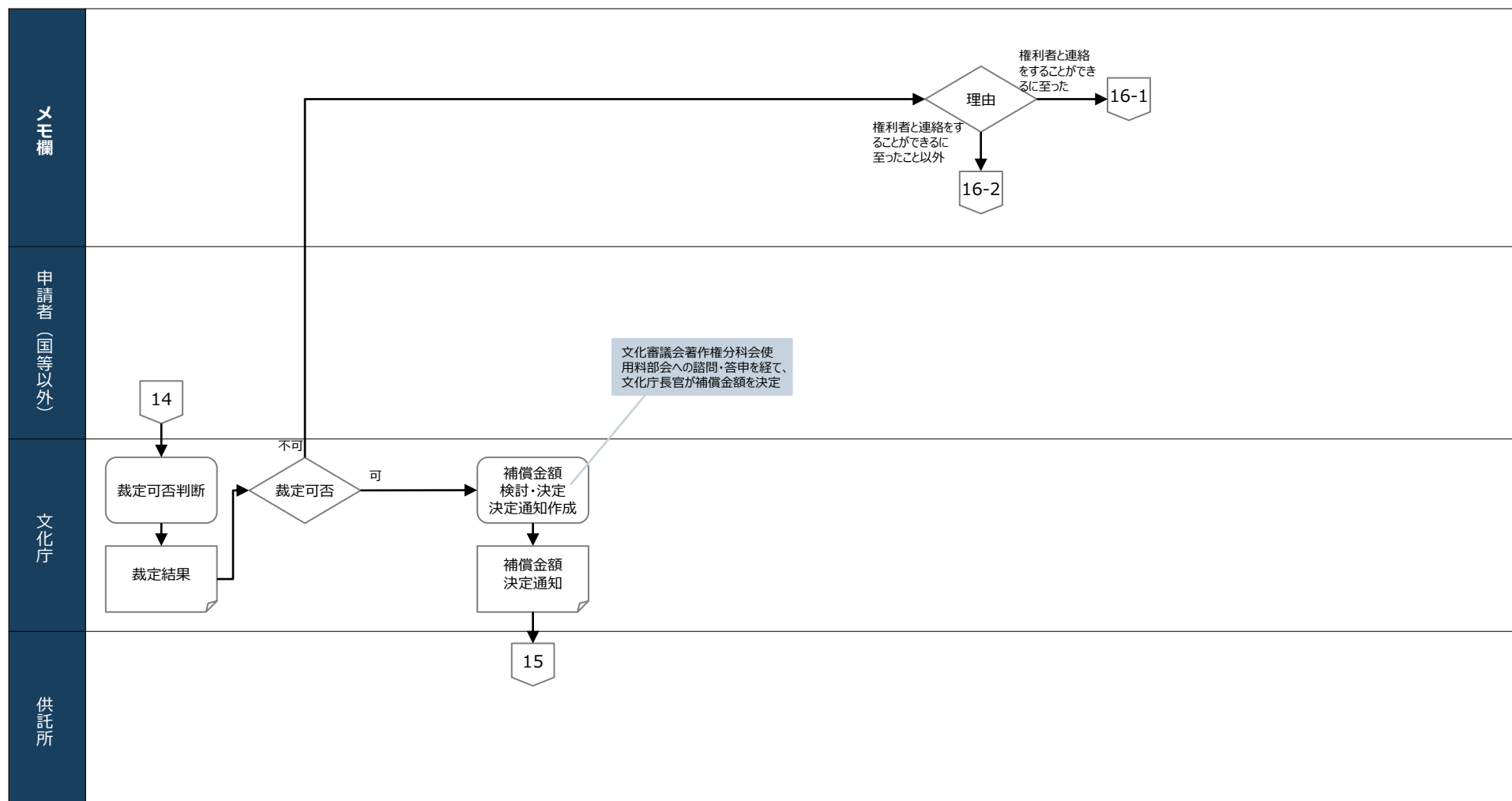
<申請中利用有・申請主体国等以外> 担保金供託

担保金供託



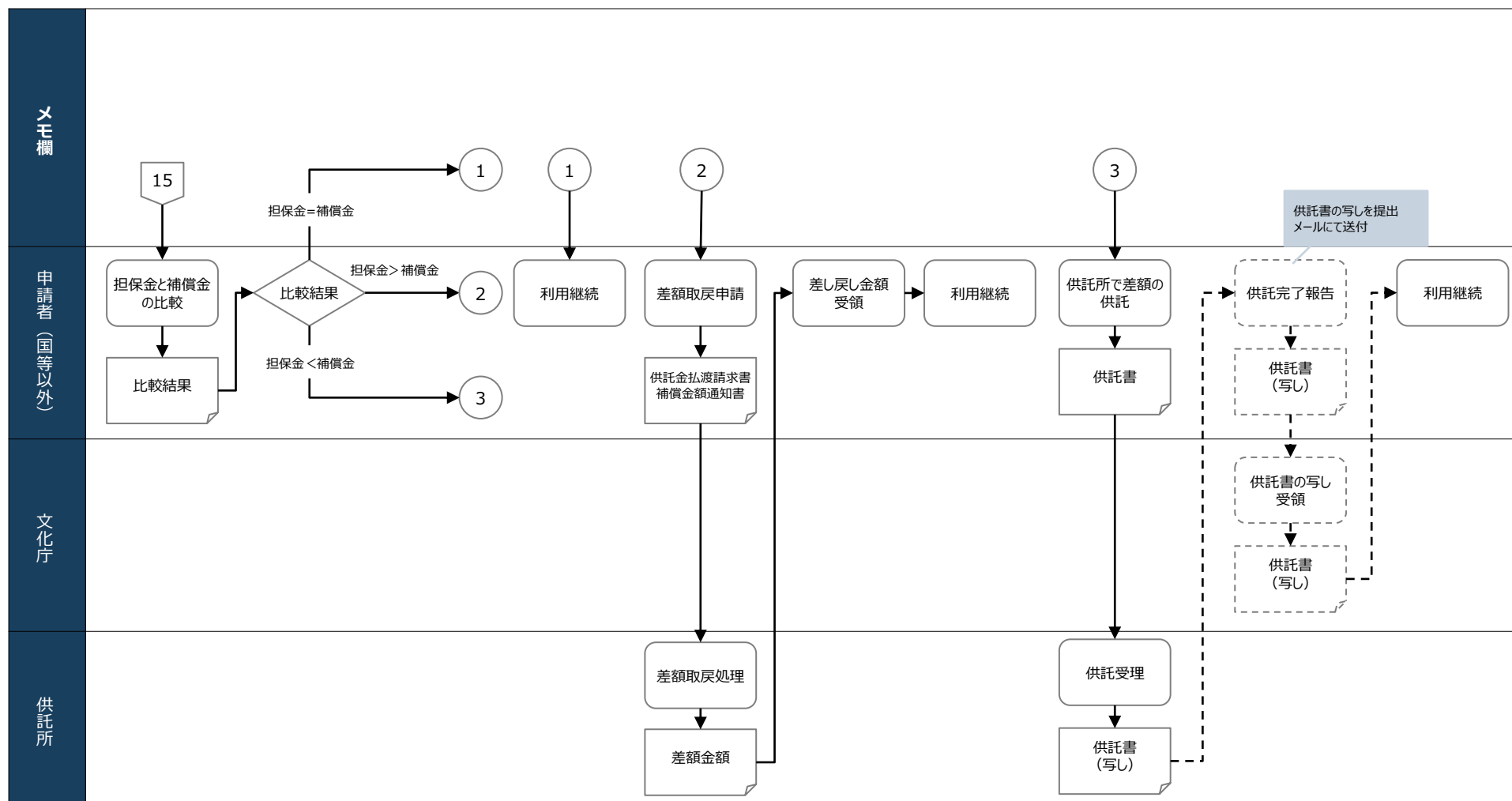
<申請中利用有・申請主体国等以外> 裁定結果受領

裁定結果受領



<申請中利用有・申請主体国等以外> 担保金－補償金差額支払又は取戻し

担保金－補償金差額支払又は取戻し

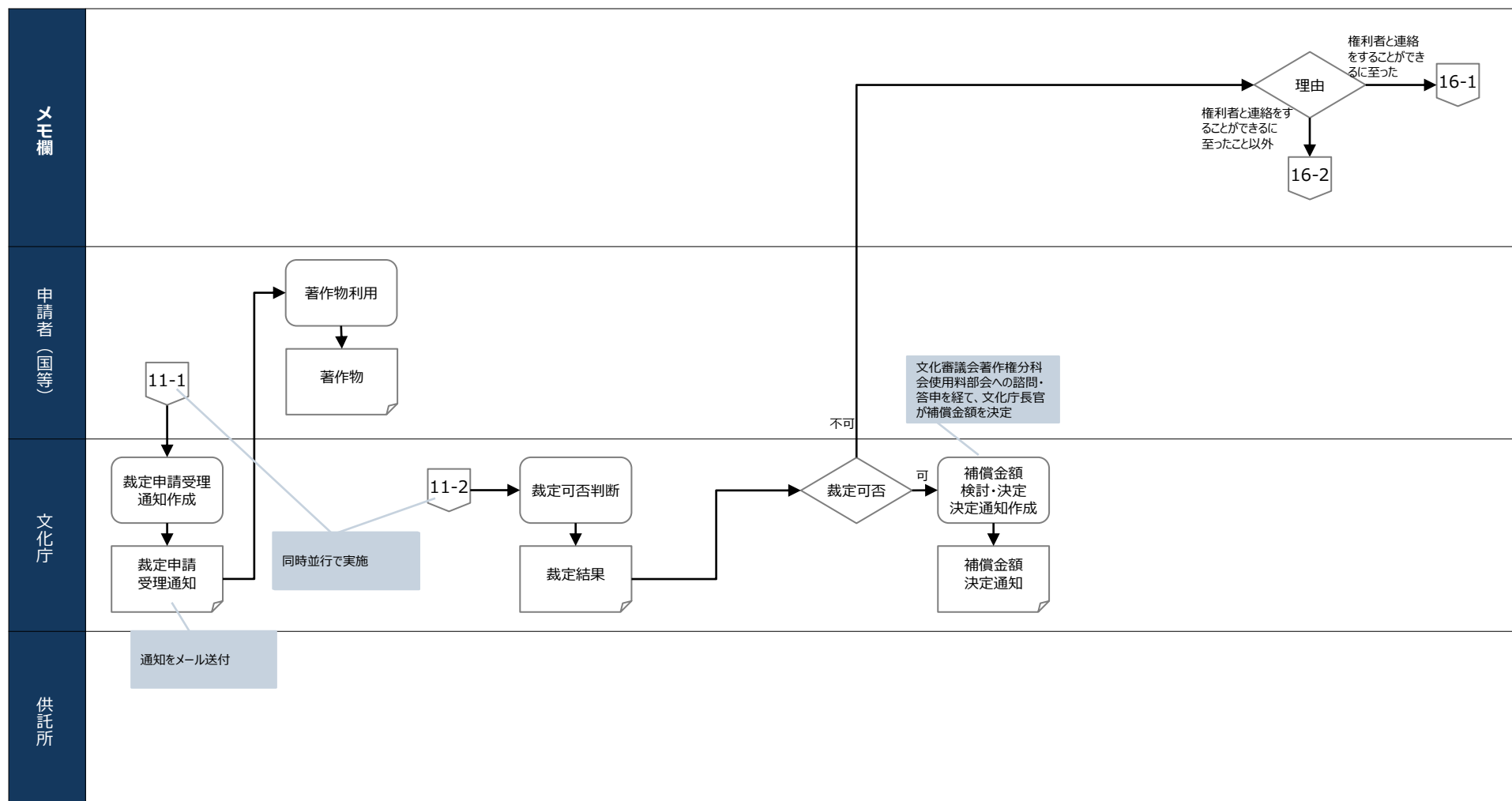


現行タスク・フロー【ケース2】

＜申請中利用有・申請主体国等のケース
(パターン2)＞

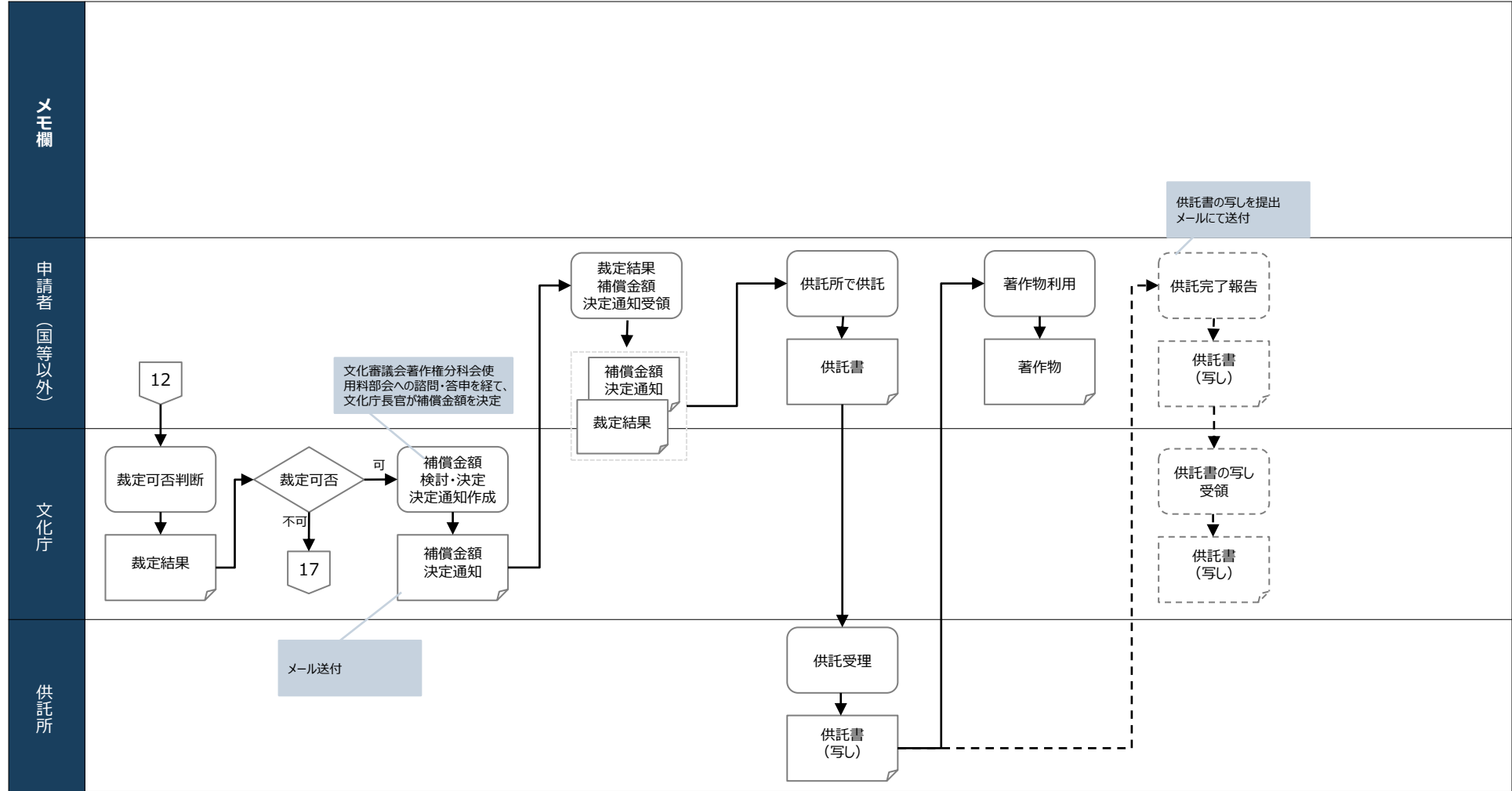
<申請中利用有・申請主体国等> 裁定結果受領

裁定結果受領



現行タスク・フロー【ケース2】
＜申請中利用無のケース
(パターン3・4)＞

```
graph LR; A[裁定結果受領] --> B[補償金供託]
```



<申請中利用無・申請主体国等> 裁定結果受領・補償金供託

裁定結果受領

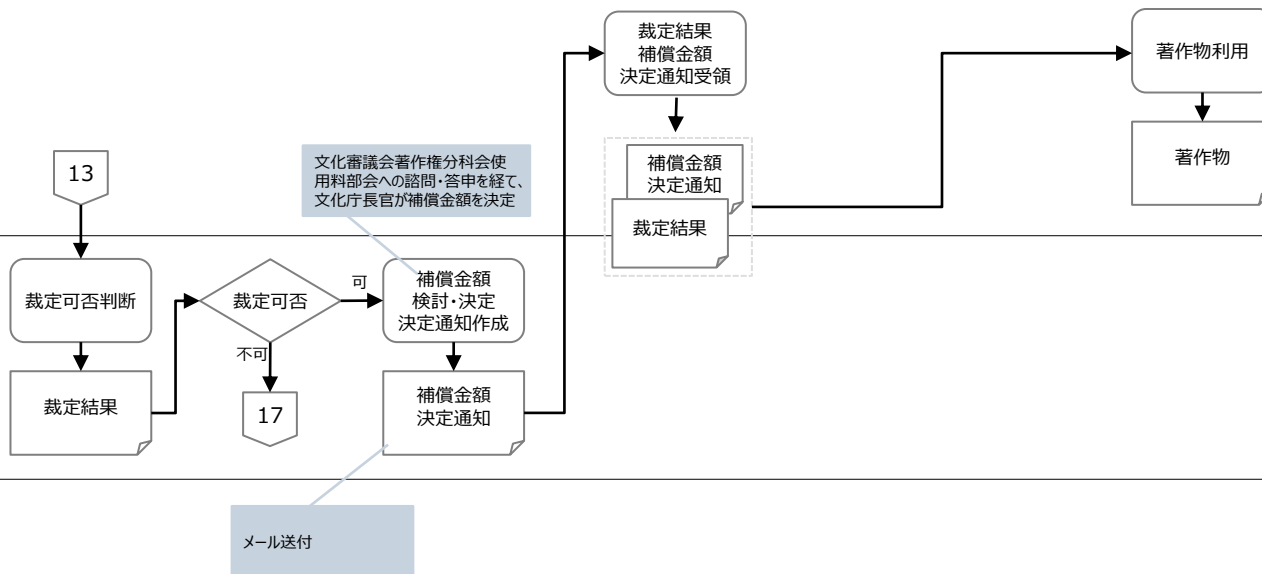
補償金供託

メモ欄

申請者(国等)

文化庁

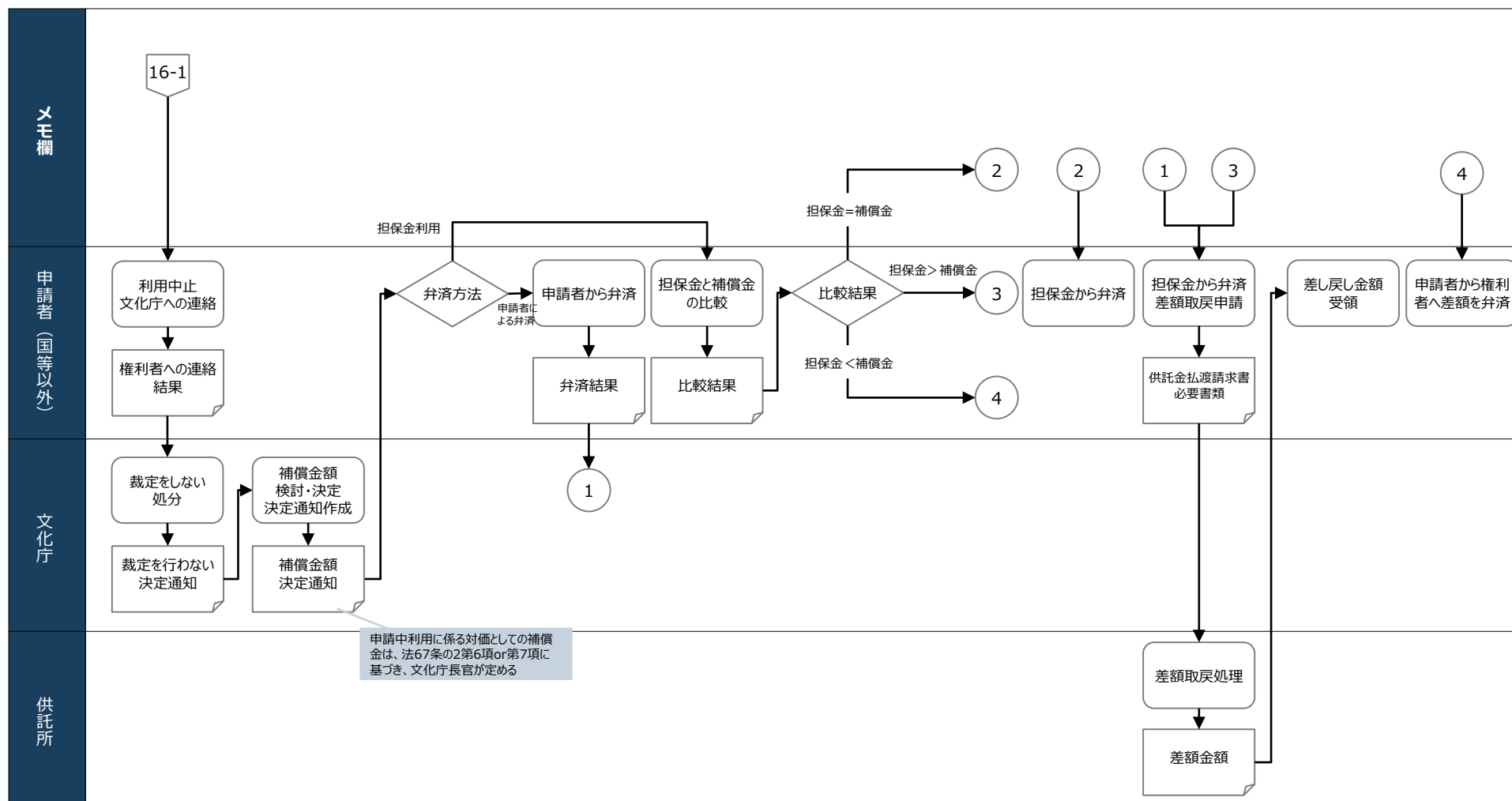
供託所



現行タスク・フロー【ケース2】 ＜裁定をしない処分＞

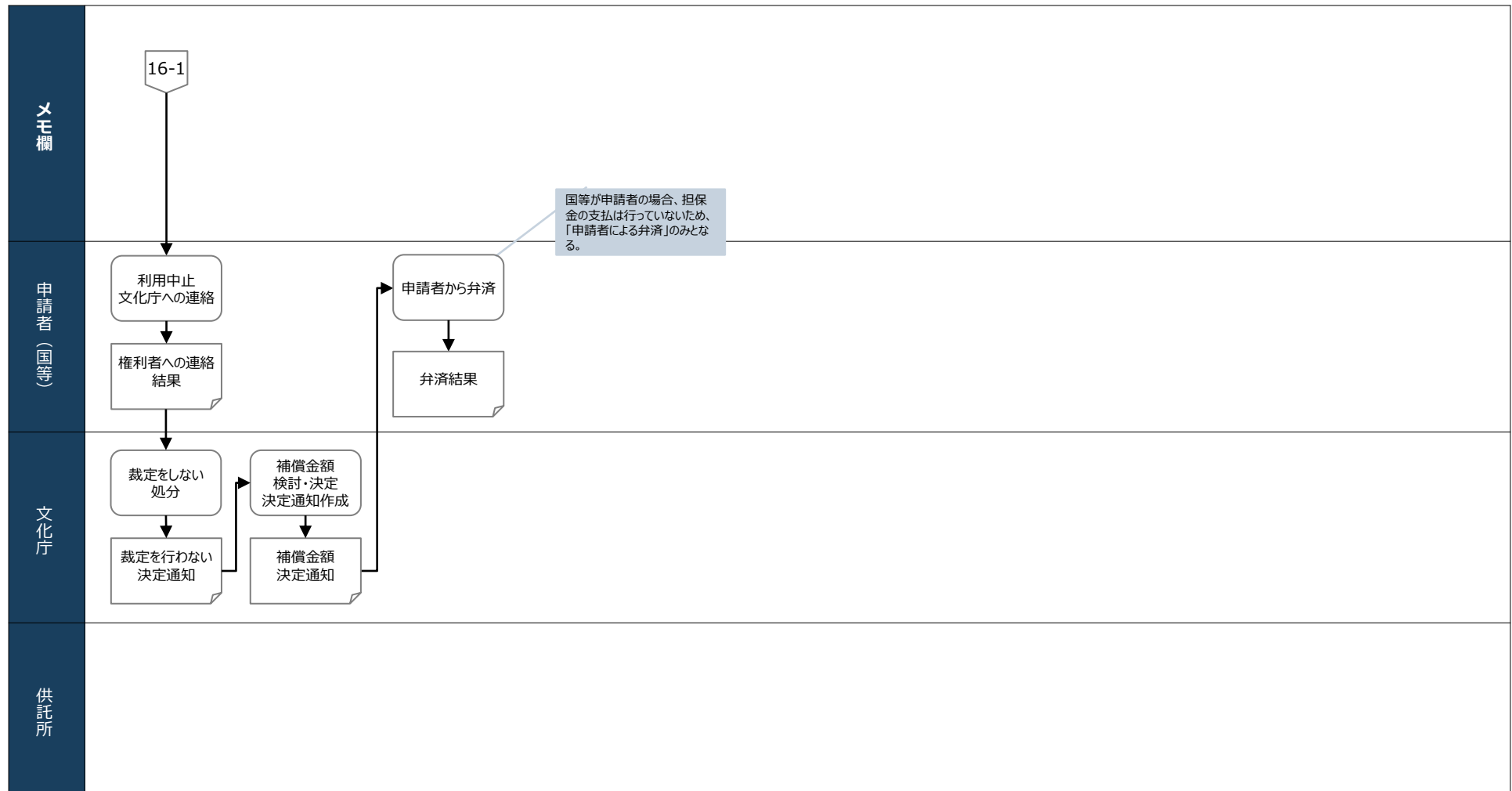
裁定をしない処分（申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合）

裁定をしない処分
(申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合)

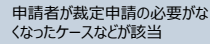


裁定をしない処分（申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合）

裁定をしない処分
（申請中利用有①_権利者と連絡をすることができるに至った場合）



(申請中利用有②_権利者と連絡をすることができるに至った以外の場合)



裁定をしない処分（申請中利用有②_権利者と連絡をすることができるに至った以外の場合）

裁定をしない処分
（申請中利用有②_権利者と連絡をすることができるに至った以外の場合）



裁定をしない処分 (申請中利用無の場合)	
メモ欄	
申請者	17 裁定不可結果 受領
文化庁	裁定不可の旨 連絡 裁定不可結果
供託所	

V. 裁定制度における業務課題

ヒアリング結果（1/2）

■ 文化庁裁定制度担当者、著作権関係団体、ユーザー企業・団体にヒアリングを実施し、以下の通り課題・改善要望の抽出を実施した。

No.	課題	課題の対象者	ご意見	該当プロセス	考えられる対応案
1	シームレスな情報連携	利用者・文化庁・登録確認機関・指定補償金管理機関	■ 「申請→登録確認機関のシステムにデータ連携→文化庁のシステムにデータ連携・決裁（将来的には文化庁の決裁システムに直接連携）→登録確認機関・指定補償金管理機関のシステムにデータ連携→申請者に通知」という流れが望ましい。 ● 上記流れにおいてシステム同士は接続せずデータ連携する形になると思うが、将来的にはもちろん、一元化されたシステムを使いたい。 ● 令和8年の施行ベースではメールベースとなるだろうと想定している。 ■ 登録確認機関や文化庁との間で、裁定が下りるまでの情報共有がなされなければならない。関係者が多くなるため、誰がどの作業を行ったかの履歴も確認できるとよい	■ 全体	■ 文化庁・登録確認機関・指定補償金管理機関の間でやり取りを行うことができるシステムの構築・導入
2	随時相談のオンライン化	利用者・文化庁	■ フォームで選べば相談が完了するようにしたい ■ 裁定の手引きについて利用者ごとの理解度に差があるため、ガイドのようなものがあるとよい	■ 随時相談	■ 相談に係るデータを蓄積し、蓄積したデータをもとに事前相談用のフォーム作成 ■ 裁定の手引きの内容について自動で回答するチャットボットの導入 ■ 裁定の手引きの記載充実、平易化
3	書類作成業務の負荷軽減	利用者・文化庁著作権等関係団体	■ 利用者・文化庁担当者ともに申請のための書類作成も負荷が高いため、改善したい ■ 申請書の文章表現（申請者の意図が表現されているか）に苦労することがある。文化庁が権利者団体と直接やり取りするのではなく、申請者が権利者団体と電話でやり取りすることもあるので、電話相談の意図がうまく伝わっておらず、申請書類がずれた内容のまま直らないことがある。 ■ 将来的には文言を入れればレイアウトが自動的に作成されるようなものができるとうい ■ 過去に自らが申請したことがある著作物や、他の裁定実績をもとに裁定申請ができるように裁定実績データベースのユーザビリティを高めてほしい	■ 申請準備	■ 入力項目がプルダウンで選択できる等、申請書類のフォーマット化 ■ 裁定実績データベースの高度化 ※本報告書での検討対象外とする
4	申請書確認業務の負荷軽減	文化庁	■ 利用者から提出された裁定申請書を確認し、申請・裁定できる状態とするまでに複数回のチェックを加えており、業務負荷が高い	■ 申請書確認	■ システムに機械的なチェック機能を実装
5	裁定補償金額の算定・入力方法の改善	利用者・文化庁	■ 著作物によって負荷が異なる。言語や音楽といった一般的な利用であれば使用料規程に応じて金額が出せるが、ゲーム・レコード・図形・実演家は使用料規程から算定するのが難しく、利用者・文化庁担当者ともに確認の負荷が大きい。なお集中管理団体がなく、かつ複数の著作物が複合しているゲームなどの著作物は、音楽・映像・言語などそれぞれに分けて確認する必要がある。	■ 権利者情報取得措置および連絡措置	■ シミュレーションシステムの対応範囲拡充（別事業にて対応中）
6	相当な努力の基準明確化	利用者・文化庁	■ 著者の所属団体や出版社に確認する必要があるが、どこまで聞けばよいのか、何年前までさかのぼるのかの判断が難しい。集中管理団体への確認はそこまで手間ではない一方で、権利者団体への照会負荷が高い。	■ 権利者情報取得措置および連絡措置	■ 過去申請内容の蓄積（データベース整備）

ヒアリング結果（2/2）

■（続き）

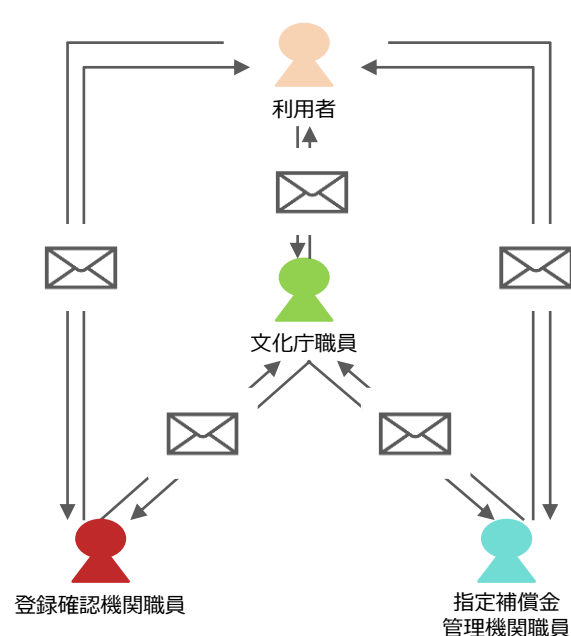
No.	課題	課題の対象者	ご意見	該当プロセス	考えられる対応案
7	権利者が名乗り出てきた場合の判断基準明確化	文化庁・指定補償金管理機関	■ 権利者が名乗り出てきた場合は文化庁又は指定補償金管理機関が真贋および人数を判断しなければならない	■ 裁定取消対応 ※利用期間中の他、利用期間終了後に現れる場合もあり	■ 運用等の詳細検討 ※本報告書での検討対象外とする

VI. 裁定申請のオンライン化その他の利用 円滑化へ向けて

裁定申請オンライン化の実現に向けたSTEP

- 登録確認機関・指定補償金管理機関といった裁定申請に係る関係者が増えるため、安定運用のためには連絡コストを下げる事が重要となる。
- 連絡コストを下げるには、「一元化されたシステム」を利用することが望ましいが導入コストが高くなると予想されるため、「メールでのやりとり」や「複数システムの連携」含め、どのようなSTEPで実現していくか検討が必要である。

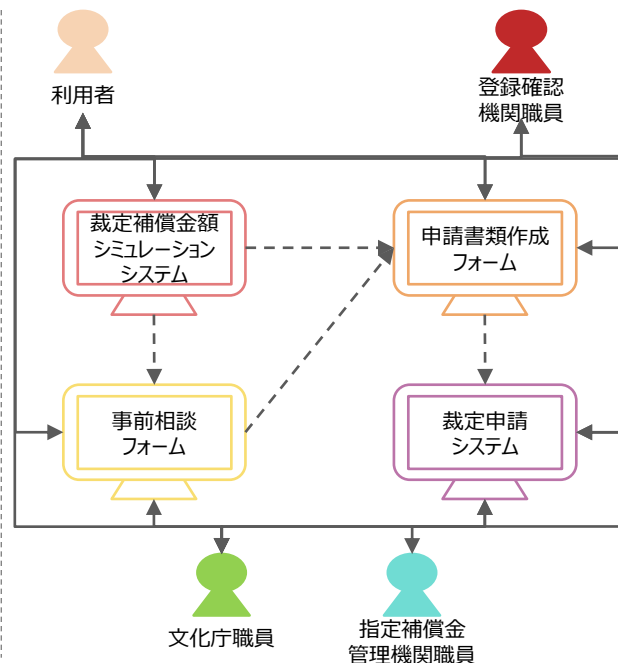
STEP1：メールでのやりとり



【メリット・デメリット】

- メール利用のため導入コストはかからないが、連絡コストが高い

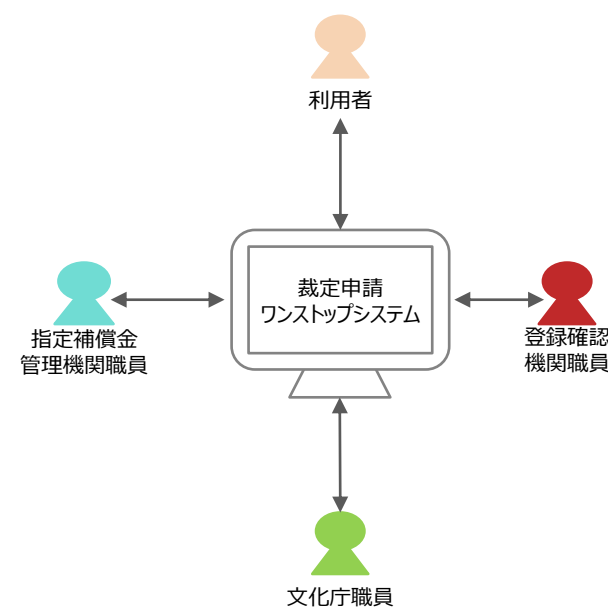
STEP2：複数システムの連携



【メリット・デメリット】

- データ連携の手間があるが、既存システムやパッケージシステムを利用できる可能性があり、導入・連絡コストともに、一定程度下げることができる
- 文化庁・登録確認機関のみ、利用者以外の3者、指定補償金管理機関以外の3者など、システム対象者を限定し、スモールスタートができる

STEP3：一元化されたシステム



【メリット・デメリット】

- 開発が必要となる可能性が高いため導入コストは高いが、連絡コストが最も低い

【凡例】

- 関係者間のやりとり
- - - データ連携

各システムの実装機能・システム化優先度 【論点No.1】

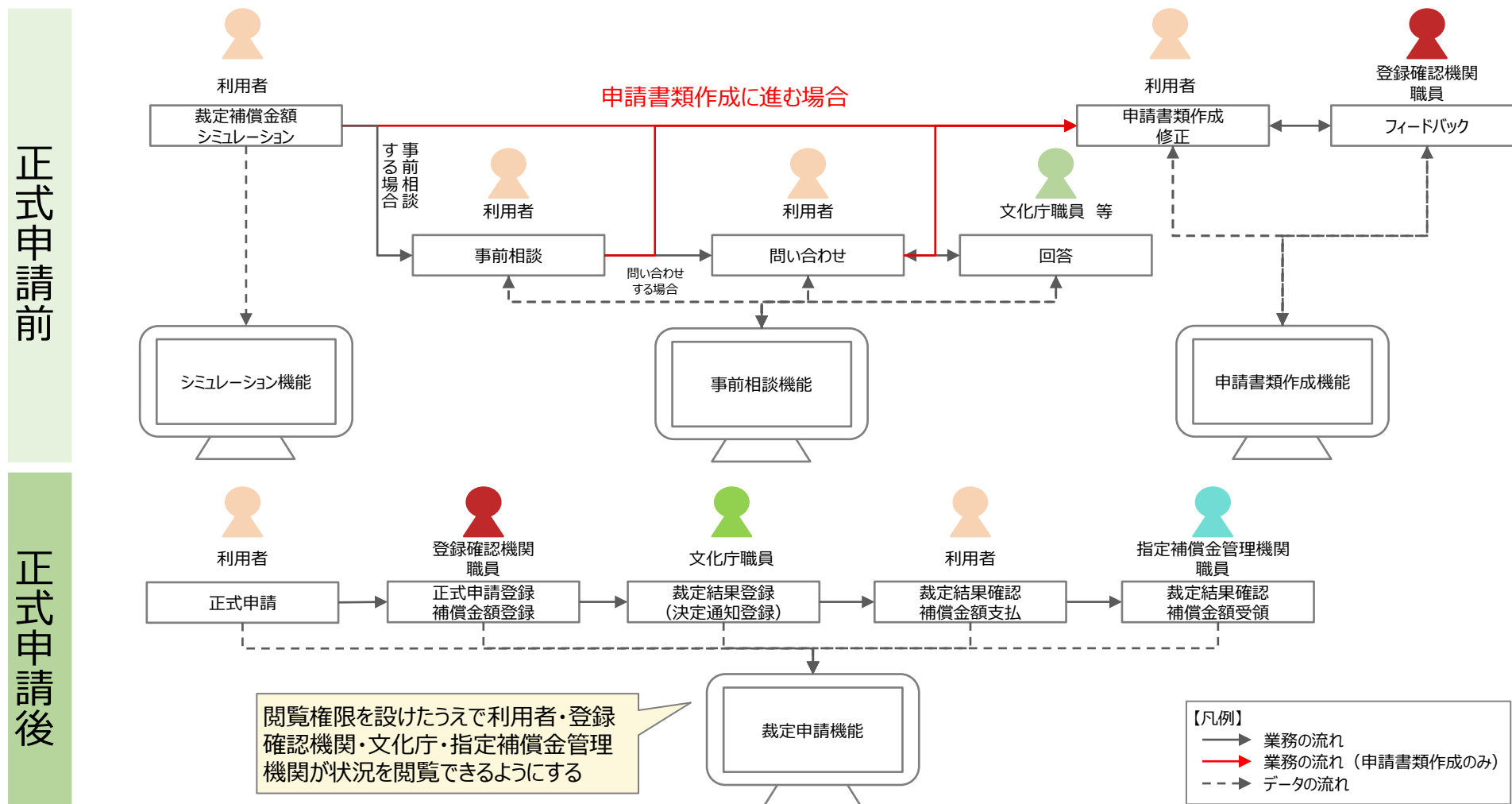
- 「STEP2：複数システムの連携」のシステム・フォームはオンラインフォーム等、既存のツールを活用しての実現も可能と想定されるが、裁定申請システムは複数機関とのやり取り等を行う関係から、データベースを持つシステムとすることが望ましい。
- 「STEP3：一元化されたシステム」は、パッケージシステム等を利用した場合でもカスタマイズが必須で、場合によってはスクラッチ開発が必要となるため、STEP2に比べ費用が高額になることが想定される。

#	システム名	対象業務プロセス	機能（想定）	システム化優先度	想定ツール
1	裁定補償金額シミュレーションシステム 	■ 裁定補償金額のシミュレーション	■ シミュレーション条件の入力 ■ 入力された条件に基づいた補償金額の算出	低 すでに右記システムが存在するため、シミュレーション情報を正式申請に利用する・各機関が参照するといった要望がなければ新たにシステム化する必要性は低い	裁定補償金額シミュレーションシステム
2	事前相談フォーム 	■ 文化庁職員等への事前相談	■ 事前相談条件の入力 ■ 入力された条件に基づいた結果の表示（文化庁職員等への問い合わせ） ■ （文化庁職員等からの回答）	低 事前相談は定型的な確認を行うことが多く、事前相談条件入力・結果表示部分のみオンラインフォーム等を利用することで一定程度の効率化を見込むことができるため、データベースをもったシステム化を行う必要性は低い ※やり取り部分は引き続きメール等で対応する想定	オンラインフォーム
3	申請書類作成フォーム 	■ 正式申請書類の作成	■ 申請書類作成条件の入力 ■ 入力された条件に基づいた申請書類の作成（申請書類の修正） ■ （申請書類のフィードバック）	中 表現部分での修正対応に多くの時間がかかっており、書類作成条件入力・書類作成のみ著作権契約書作成支援システムのようなシステムを利用することで一定程度の効率化を見込むことができるため、データベースをもったシステム化を行う必要性は高くない ※修正・フィードバック対応は引き続きメール等で対応する想定	文書作成支援ツール ※著作権契約書作成支援システムのようなものを想定
4	裁定申請システム 	■ 登録確認機関への正式申請～補償金支払	■ 利用者による正式申請 ■ 登録確認機関による正式申請内容・補償金額の登録 ■ 文化庁職員による裁定結果登録 ■ 利用者等への裁定結果の通知 ■ 指定補償金管理機関による補償金支払情報登録 ■ 利用者による裁定結果の確認 ■ 文化庁・各機関による最新資料や状況の確認	高 利用者・文化庁・登録確認機関・指定補償金管理機関と関係者が多く、最新の資料や状況を各自が正確に把握するためにも履歴管理等ができるよう、データベースを持つシステムとすることが望ましい。 ただし、費用対効果が見込めない場合は、文書管理システムを用いExcel等で管理することも一案	CRMツール 文書管理システム
5	裁定申請ワンストップシステム 	■ 1～4の全業務プロセス	■ 1～4の全機能 ■ 上記に加え情報を保持したまま次プロセスに遷移	- 1～4の全機能を含んだ一元化されたシステム。前処理の情報を次処理にも引き継ぐことが可能となり、ユーザビリティは最も高いが、すべての機能を持つシステムにするには、パッケージシステムへのカスタマイズ、もしくはスクラッチ開発が必要となるため、導入費用が高額になることが想定される	CRMツール スクラッチ開発

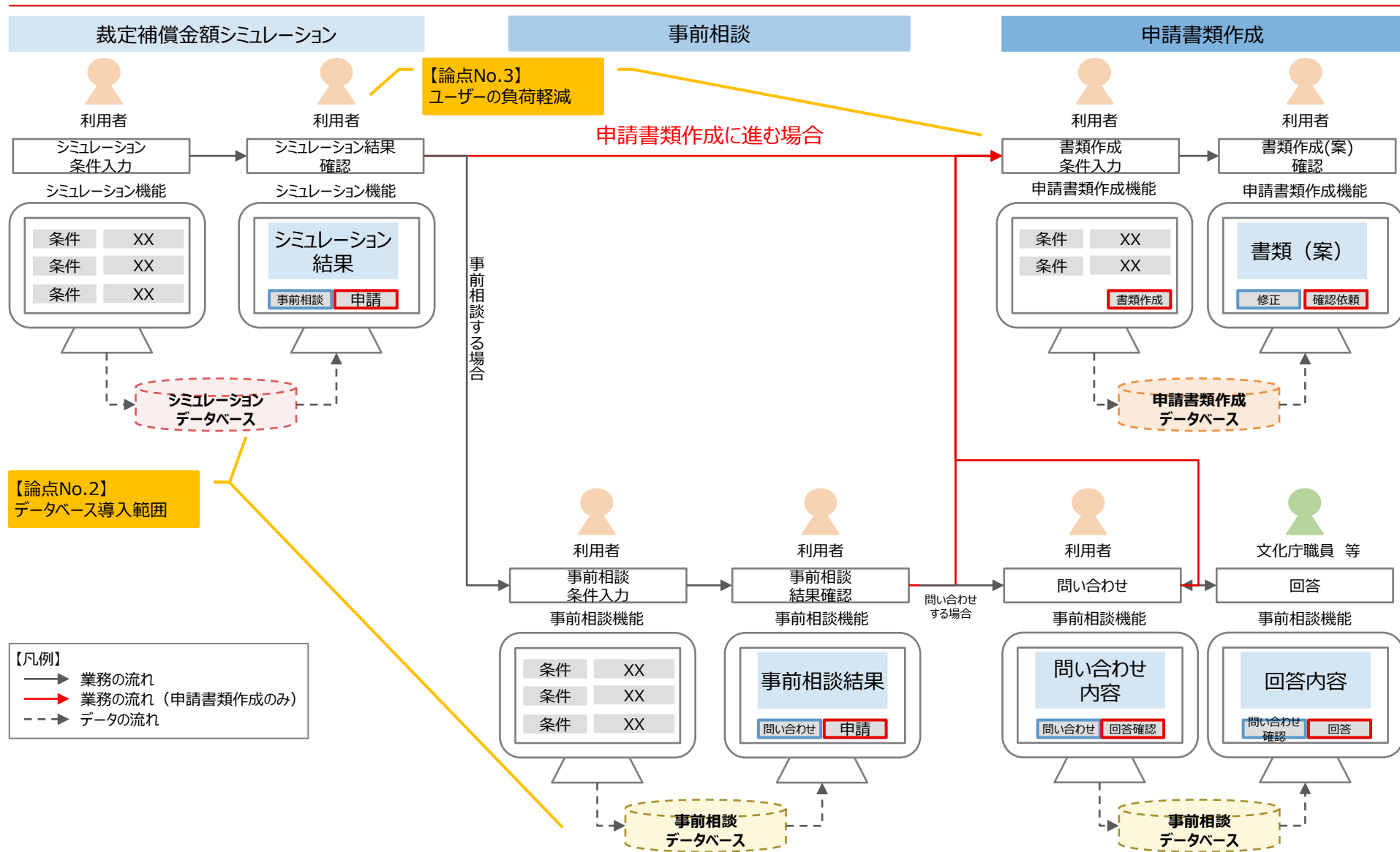
注1）各システムのデータベースについては、本ページ以降「機能名」+「データベース」で記している。たとえば、事前相談フォームの場合には、事前相談データベースとしている。

裁定申請オンライン化の対応方針実現イメージ（概要）

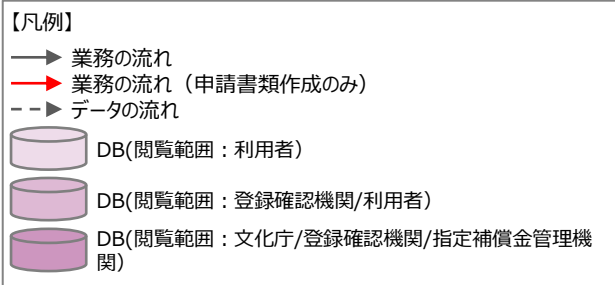
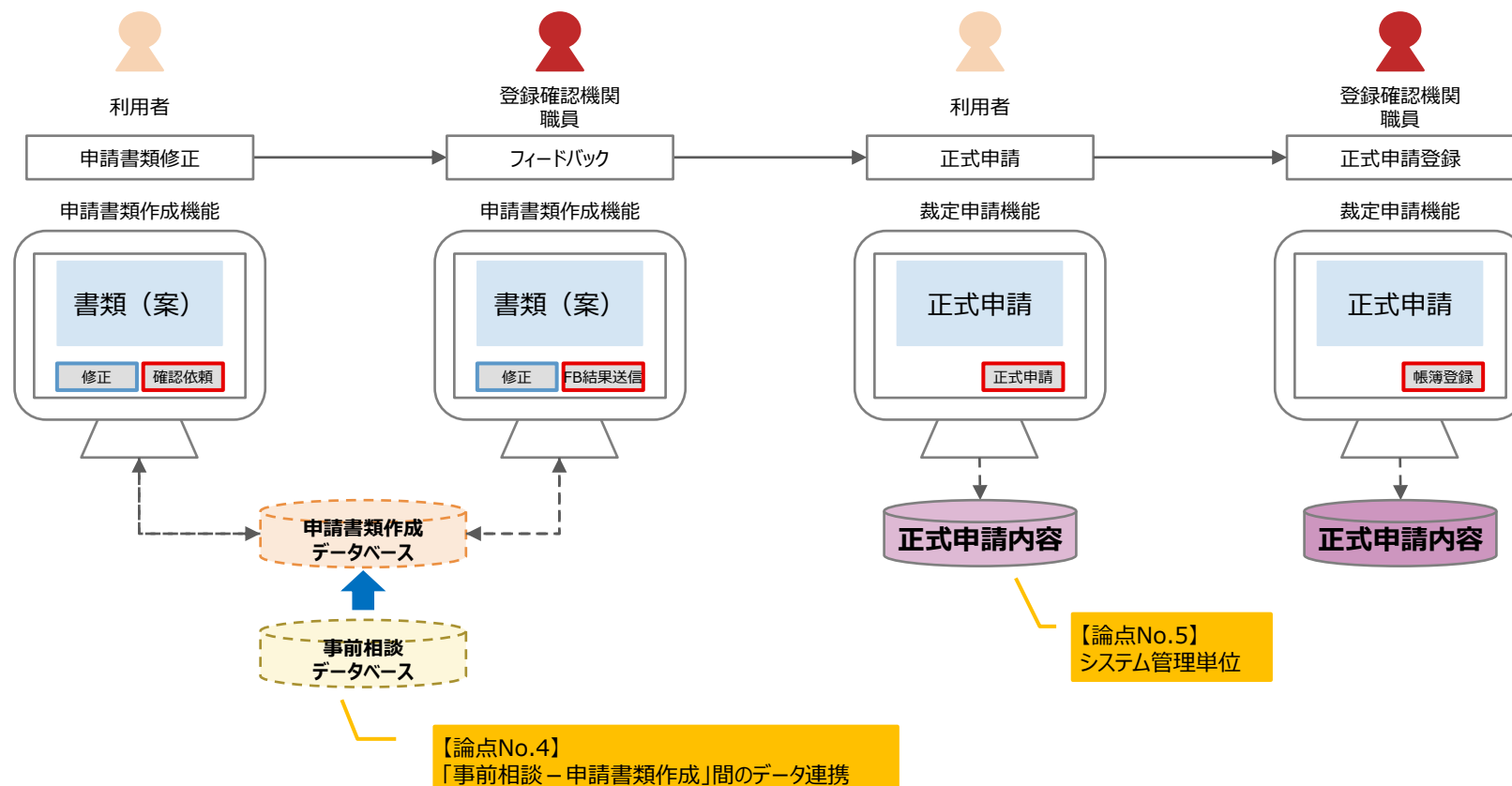
- STEP2:複数システムの連携、またはSTEP3：一元化されたシステムにて裁定申請をオンライン化した際のイメージは以下の通り
- 複数システム、または一元化されたシステムのいずれかで実現するかの違いはあるが、必要となるシステム機能は概ね変わらない想定



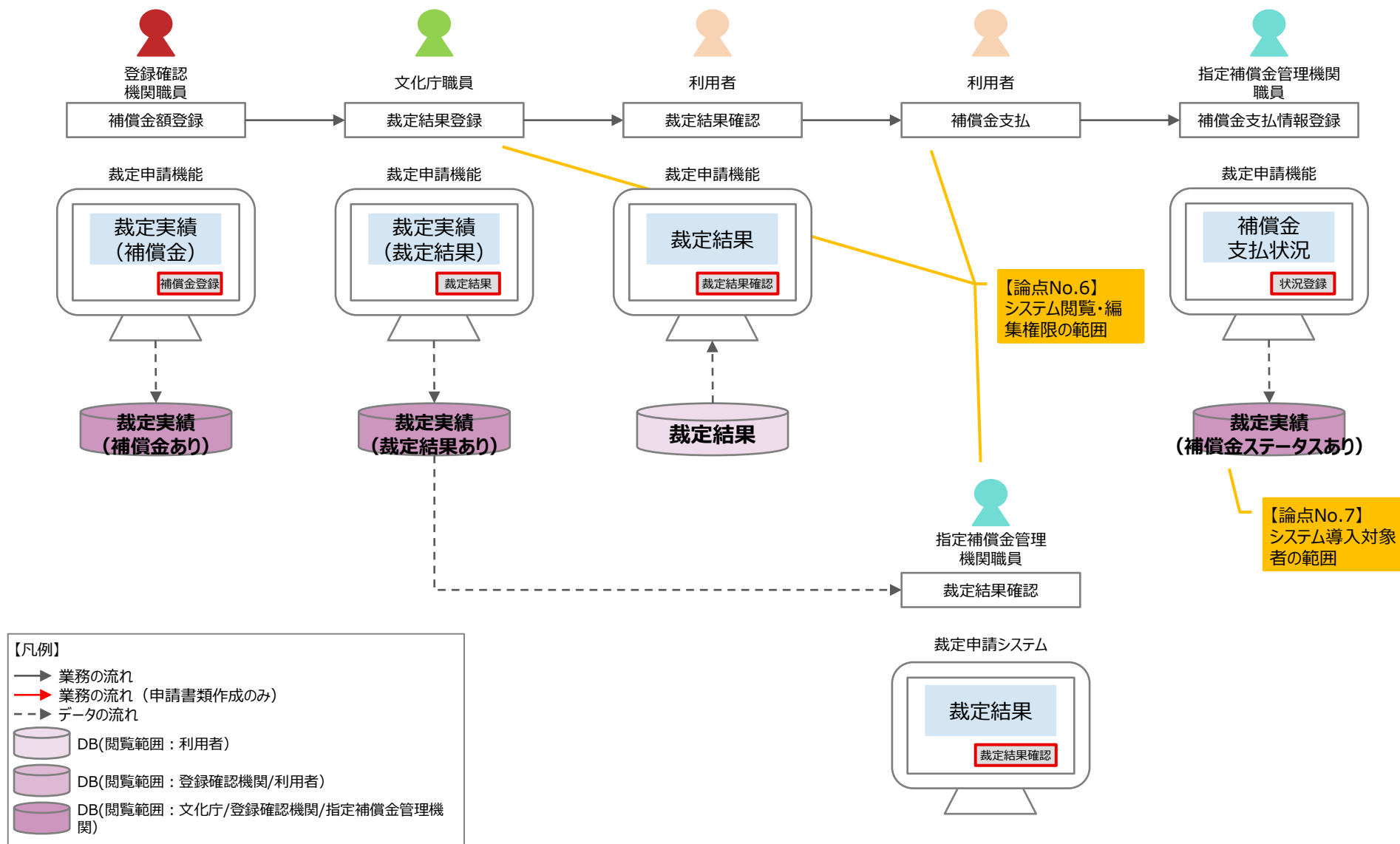
裁定申請オンライン化の対応方針実現イメージ／正式申請前



裁定申請オンライン化の対応方針実現イメージ／正式申請前～正式申請



裁定申請オンライン化の対応方針実現イメージ／正式申請後



裁定申請のオンライン化における検討論点

No.	分類	論点	概要	補足
1	システム構成	一元化されたシステムor複数システムでのデータ連携	■ シミュレーションや事前相談等含め一元化されたシステムとするか、個別に機能を持ったシステムを導入しシステム間データ連携を行うか	■ 実現イメージはP81～82参照
2		データベース導入範囲	■ シミュレーションシステム・事前相談・書類作成についてもデータベースを設け、データを蓄積するか	■ データを蓄積した場合、セキュリティや費用への影響があるが、過去のデータの利用が容易となる
3	システム機能	ユーザーの負荷軽減	■ 裁定申請時にユーザーが負担を感じるプロセスにおける負荷軽減に資する機能をいかに実装するか	■ シミュレーションの精度向上等による算定式設定における負荷や、申請にあたっての入力に係る負荷を軽減する（一度入力したデータを活用して実際の裁定申請を行える、等）機能の実装検討が必要
4		「事前相談－申請書類作成」間のデータ連携	■ シミュレーションシステムでのシミュレーション実施後、直接裁定申請に至らない場合、事前相談や問い合わせにて算定式についてのやり取りが行われていることが想定されるため、後続の登録確認機関での業務負荷軽減に鑑み、データ連携を行うかどうか	■ 複数システムによる裁定申請のオンライン化の実現（＝STEP2）の場合に、各システム間の最適なデータ連携を検討する必要がある
5		システム管理単位	■ システムでの管理単位は著作物単位or申請単位どちらにするか	■ システム選定時や開発の要件として管理単位を定義する必要あり ■ 申請内容の中の一部著作物についての手続きが必要となる可能性もあるため、著作物単位での管理が望ましいと想定される
6		システム閲覧・編集権限の範囲	■ どの段階でどの関係者にまで情報を共有するべきか ● 指定補償金管理機関はどの段階で情報にアクセスできるようにするか ● 文化庁は全データ閲覧・編集可能とするか 等	■ 申請者には他機関への情報提供を許諾いただく必要あり
7	システム化対象	システム導入対象者の範囲	■ 指定補償金管理機関へのシステム導入の可否	■ 複数システムの連携で裁定申請オンライン化を実現する場合など、指定補償金管理機関へのシステム導入を行わなくてもよい可能性（補償金徴収業務にはシステムを導入しない、等）もあるため、初期におけるシステム導入対象者の検討が必要
8	運用 その他	管理IDの設定方法	■ 管理IDを誰がどの段階で発行するか ■ 管理IDを何に設定するか ※現在利用している通し番号との紐づけをどうするか	■ 事前相談の内容が各機関間で共有されるのであれば、事前相談段階から管理IDが必要となる。（現在、事前相談段階での管理ID発行は行っていない）事前相談から管理IDを発行する場合、文化庁以外が対応する可能性もある ■ 新たに管理IDを設定する場合は、「年-登録確認機関番号-指定補償金管理機関番号-申請候補番号-著作物番号」といった管理IDが想定される ※登録確認機関が複数存在する場合があるため枝番管理が必要 ※指定補償金管理機関が変わる可能性があるため枝番管理が必要
9		システムの管理・運用・所有者	■ 誰が管理・運用・所有するのか	■ 文化庁・登録確認機関・指定補償金管理機関が候補として挙げられる。文化庁での管理が現実的だが、その場合セキュリティ等の関係でリッチな機能が必要となる可能性が高い
10		裁定申請結果の表示時における附帯表示	■ 利用者に対して、利用する著作物ごとに留意点（引用を明記するなど期待される行動）などを表示してアウンスするか	■ システム機能（画面表示）や実際の運用を想定した検討が必要
11		システム利用不可時の対応	■ システムを利用できない人の申請対応・管理をどうするか	■ システムを利用できない人の受け皿が必要となる。印刷機能を設けることも一案

VII.おわりに

おわりに

- 本調査では、現行裁定制度及び未管理著作物裁定制度について、制度の特性や想定されるワークフローを整理し、そのうえでヒアリング調査を実施した。各調査結果を基にオンライン手続きの実現に向けて検討を進め、以下のような論点がみられた。
 - 裁定申請オンライン化の対応方針実現に向けては、複数システムの連携か一元化されたシステムにするのか、データベース導入範囲をどこまでとするのかなど、システムの構築にかかるコストやユーザビリティに大きく影響する事項を決定していく必要がある。
 - ユーザーが申請時において、十分にサポートを得られつつ、幅広い利用を許容できるような機能の設計も求められる。たとえば、算定式のサポート、申請書類から提出書類を成形すること、また現行裁定制度に限れば「相当な努力」の方法を支援することなどが考えられる。ユーザビリティの向上は、著作権者不明等の場合の裁定補償金額シミュレーションシステムや裁定実績データベースなど他のシステムといかに連携をとっていくのかも肝要となるだろう。このほか、オンライン申請が必ずしも得意ではない人をどうするのかなど、システムの外部についても目を配る必要がある。
 - 他方で、裁定制度の範囲を超えた著作物等の利用は望ましくない。たとえば、裁定申請の結果の通知とともに、各権利者団体から集めた意見をもととしたユーザーが利用上留意すべき事項を伝達することなどが考えられる。通常の著作権の利用と、現行裁定制度及び未管理著作物裁定制度による利用が調和した形で運用されるように、裁定のオンライン化に当たっては、システムの企画・運用のそれぞれのフェーズにおいて配慮する必要があるだろう。



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

www.murc.jp/